

職に従事し、決して恐懼の念を起すことなく、自己の知れる丈の技を盡して看護すべきであります。而して二十倍石炭酸水、又は千倍の昇汞水にて其都度手足を洗滌し、病毒に汚れざる様になし、又吐瀉物等に觸れし時は直ちに衣服を交換し、病毒の附着せしものは暫時も其室に置かぬ様致さねばなりません。

食物は消化し易きものを食し、赤酒又は鹽酸水等を少しづつ用ひ、毎日一回、或は二回づつ入浴し、身体を清潔になし、身体の疲勞を感じざる様にとめねばなりません。何傳染病に限らず疲勞する時に於て感受するものであります。

第四十九 實扶的里亞兆候并に看護法

一急性觸接傳染病にして病毒は主に咽喉の粘膜に存し、實扶的里亞パチル

レンが原因をなすとの説であります。猛烈なる傳染病にして、十年以下の小兒に多くあります。一度罹るも免疫せず、再感する者であります。潜伏期は二日、乃至五日位にして、身體倦怠、惡寒發熱し、下顎淋巴腺腫張し、咽喉赤色、扁桃腺腫起し、其上に白色の義膜を被る、患部より口蓋の上に及び痛みがあります。

輕症の者は一週間位にして全治しますが、重症者には上下に廣がり發熱し、頸腺腫起し、口内より臭氣ある液を洩し、鼻腔を侵して之を閉鎖し、血濃を流し、音聲嘶嘎し、吠鳴様の咳嗽を發し、呼吸困難を起し、脈細數不整となり無慾の顔貌蒼白色を呈する時は、炭酸中毒のため痙攣のもとに遂に死に歸します。

又は全身デフテリアとなり、心臟麻痺に依つて死する事もあります。

此疾は併發症として肺炎を起す。

後發病として腎臟炎を起します。

或は神經麻痺又は心臟麻痺を起す事もあります。

(1)看護法 小兒不明に發熱せし時は咽喉を見て、若し前述の如き兆ある時は直ちに隔離し、醫師の診断を乞はねばなりません、患者に觸接せし物品は消毒し、決して他人に觸れざる様になし、健康人を他に移すか又は病人を移せし時は今まで用ひたる物品をよく始末なし一定の消毒を致します。

(2)而して此疾は獨り限局に止らず、創傷又は眼、腔等へも、傳染しますれば、充分消毒致さねばなりません。

(3)病人は胸部の開く様就褥させ、頸部に濕布帶、或は氷罨法を施す事もあります、又は水蛭を貼し、其他醫師の命により、種々の藥を塗布する事もあります。

咽喉塗布を命ぜらるゝ事もあり、又吸入法を施す事もあります、吐劑を用ひ、又重症にいたれば切開術を施す事もあります、北里博士の血清療法を發明せられてより、其功實に著しく、手遅れにさいなりませねば、十が十迄良好の成績を擧げますれば、吐劑や、切開の、手數をはぶきしのみならず、患者の幸福御國の光榮です。

(4)食物は初めは牛乳スー、プ等流動性の物を與ふるを良といたします、快復期に到れば別に流動性のものに限りません、粥、鮮魚の刺身、等軟にして咽喉にさわらざれば適宜に與ふるを良と致します。

(5)消毒は觸接傳染病の消毒に従つて嚴重に致さねばなりません、(空氣傳染) 氣管切開挿管法の仕度、又切開後の注意等もあります、北里博士の注射を致しますには其必要がありませんから、爰には省く事と致しました。

第五十 猩紅熱兆候并に看護法

一此疾は觸接傳染病にして小兒に多くあります、病毒は抵抗力強く、再感する事は稀れであると申す、潜伏期は四日乃至七日位にして、惡寒、發熱反復して、脈搏百二三十、体温四十度内外を上下します、初め咽喉に焼くが如き疼痛を覺へ、頭痛烈しく、咽喉赤く腫れ、頸部より初め顔面四肢に至るまで、赤色の發疹を來します。

舌は初め苔あり、後には覆盆子狀となります、五日乃至七日にして順次下熱し、發疹も次第に消散し、頸部より板狀の落屑を初め、發疹部の皮膚皆落脱致します。

惡性のものによりては、三日位にして、口唇、四肢の末梢部よりチャノーゼを起し、苦痛煩悶實に見るに忍びざる状態を呈し、心臟麻痺の元に斃れたる者もあります。

(1)併發病として實扶的里亞を起し。

(2)後發病として腎臟炎を起すものでありますれば、注意致さねはなりません。

一看護法 此病人を看る時は、第一に隔離法を行ひ。

(1)熱性傳染病ですから空氣の流通よき靜かなる室に入れます、溫度は餘り高からぬ様、六十度位を適當と致します。

而して室内の空氣を溫潤ならしむる事が必用ですから、金盞又は鐵瓶等にて蒸發させるか、又噴霧器がありますなら、それにて絶へず蒸發させるを良と致します。

(2)口渴ある人には氷片を少しつゝ與へ、又冷水を與へます、而して口内に發疹あるのですから、絶へず含嗽を致させます。

- (3) 頭痛ある人には氷嚢を貼します。
- (4) 高熱の時は胸部濕布を施します。
- (5) 發疹部には鉛糖水罨法又は硼酸水の罨法を施し、繃帶を纏絡することもありますが、それは醫師の命を待たず、主に落屑時に傳染するのですから何にても油性のものを塗り餘り飛び散らぬ様にするをよしと致します。ラノリン又はワゼリン等を塗る事もあります。落屑終る迄は褥中に置かねばなりません。落屑終れば入浴轉室いたさせます。入浴は初め隔日、三回目位から毎日入浴致させます。
- (6) 食物は滋養流動性のものを良と致します。牛乳スー、肉搾汁等其他粥汁、葛湯等を良と致します。
- (7) 冷却法、含嗽等は怠らざる様看護なし、又腎臓炎を後發せざる様これまた注意すべきであります。

凡て皮膚病は腎臓炎を起しますから、皮膚の排泄に注意せねばなりません。

- (8) 消毒法、融接傳染病ですから充分空氣の消毒を致さねばなりません、實扶的里亞と同様瓦斯消毒を第一と致します。

第五十一 痘瘡兆候并に看護法

一痘瘡は急性觸接傳染病で、病毒は濃疱中にあり、傳染力強く再感はなしとの説であります。

潜伏期は十日、十四日にして、前區期三日、發疹期十三日、蓄疹二日、水泡三日、化膿三日、乾固五日と定めてあります。落痂は大凡一週間位です。

- (1) 兆候、初發は突然惡寒、發熱、眩暈し、頭痛烈しく、嘔吐を催し、體溫昇騰、脈搏増進し、譫語を發し、特異なる疝痛を以て初まります。初め下腹、大腿等に發疹

し、同時に下熱し、一般の症候も減退し、夫より顔面頭部と發疹し、漸次軀幹四肢に小斑として現はれ、速に結節と變し、續て水泡に化し、中央に小痘臍を生じ、後化膿して紅暈を圍みます、十日を経れば發疹漸々乾き、遂に痂皮となり脱落致します。

(2)重症になれば、化膿疱相融合し、顔面は驚くべき醜塊と變じ、熱度再び増進し、腦症を發し、乾固して癩瘡甚だしと、落痂の後も斑點を寫し、遂には人の知る癩痕を残すの止なきに到ります。

(3)而して痘瘡は只皮膚に發生するのみならず、咽喉氣管を初め、食道の粘膜炎にも、凡て發生するものでありますから、食物の注意、空氣の交換が必要であります。

(4)重症者に於ては、其化膿期中多く死する事があります、合併症のため、高熱のため、又は衰弱のために斃さるゝのです、其死期たるや、實に見るに忍び

ざるの慘狀を呈するのであります。

頭髮は膿のため粘着し、口は開かず、眼は閉る、鼻口は痂で被れ、身體到る所の口孔は、皆痘痂を以て閉らるに到り、熱高く、遂に腦症を起し、又腎臟炎を併發し、浣腸及カテーテルを施すも、更も巧なく、全身浮腫紫藍色を呈し、心臟痙攣の元に不歸の客となります。

看護法 急性觸接傳染病ですから、充分隔離法を行ひ、他にもれざる様注意致さねばなりません。

(1)口中にも發疹して居ます故、合嗽を度々させ。

(2)頭痛のためには氷嚢を貼します。

(3)發疹の疼痛と癢痒とを防ぐため、冷濕巾卷法を施し、又はプリスニツク氏番法をなすを良と致します。

(4)乾固甚しき時は、顔面に油を塗り、口鼻孔の閉鎖を防ぎ、又軟膏性のリント

布を以て覆面を施す事もあります。

(5) 瘡痒甚しき患者をして爬搔させざるため、兩手に繃帯をまき或は手袋を用ふる事もあります、小兒は其手を搏り爬搔を防ぎます、これ痘瘡を殘さるため、又疾ひをして重症に陥らしめざるためであります、が堪え難き瘡痒を堪へさするは、實に同情に忍びません、故に醫師に問ひ、許す限りの範圍に於て、濕布罨法も交換し、澱粉も散布し、油性もぬり、又微温湯も施し、幾分でも疾ひの輕減する様につとめます。然しながら重症者に到りては、身體到る處の膿疱が觸ればつぶれるといふ容器ですから、湯處ではありません。

(6) 食物は高熱時は流動物を與へねばなりません、牛乳、スープ、粥汁、肉汁等と與へます、下熱後は少しづつ、固形物を與ふるを良といたします、れど、粘膜にまで發せし後でありますれば、出來得る丈軟き者を適宜に與へねばなりません、小兒は特に高熱中不食のために快復期に到り非常に亢進する者です、よく注意して適當をあやまらざる様致さねばなりません。

(8) 消毒法急性觸接傳染病ですから法に従つて消毒致します。

第五十二 百斯篤兆候并に看護法

百斯篤は猛毒なる傳染病にしてペスト菌之れが原因をなし、此疾一度人體中に入る時は、全身何れの場所を問はず、淋巴腺、血中、其他内臟諸器に發育するとの説です、皮膚の潰瘍中にも存在し、又排泄中にも病菌を發見せしとの事です、此病ひは、鼠蹊腋下の諸腺が腫脹し、痛みあるが特異です、潜伏期は二三日間にして發病するを常と致します、身體倦怠、食事不振、頭痛、眩暈、嘔吐あり、顔面蒼白色となり、神身異和、歩行困難、殆んど酒に酔えるが如き狀をなし、惡寒、發熱、渴を訴へ、尙病勢進めば口内乾燥し、脈不整となり、

人事不省となり、譫語を發し、末梢部の血行不順となる時、忍ぶべからざる慘狀を呈して死するとの説であります、僥倖にして四五日間経過せば、大に發汗して、同時に下熱し、諸症漸く退却し、快期に趣くとの事であります。淋巴腺化濃し、又カルブングル等を發するとの事ですから、夫等の治療、消毒の方法もありますが、私は幸か不幸か未だ其病人の看護に従事せしことなく、充分茲に説明する事が出来ません。

第五十三 麻疹看護法

一熱性觸接傳染病にして、病毒は血中、及び分泌物、剝脱皮膚に存し、抵抗力弱き疾ひです、而して再感なく、小兒病であります、偶々大人にもありますが稀であります。

潜伏期は不定にて、惡寒、發熱、食機不振、眼、鼻呼吸器を侵し、熱發四十度に至ります、其より一旦下熱して、三日目位にして再び發熱、四五日にして下熱します、其再熱と共に、顔面、軀幹、四肢と順次に發疹し、二三日持續して加多兒症と共に減退し、小糠狀の落層をなし、治癒します。麻疹は左程心配にもなりません、合併症として氣管支加兒、或は腎臟炎を起す恐れがあります、故に看病婦は、第一夫れを防ぐ注意を致さねばなりません。

(1) 看病法、患者は必ず褥中に置き、落層終るまで外出を禁じ、病室は温くし空氣の交換に注意し、外氣に觸れざる様いたさねばなりません。此病ひは粘膜炎も發生するとの説でありますから食物は輕き軟き物を與へ、發熱時は頭部へ冷罌法を施し、眼、鼻、口等は、出来る丈清潔します。衣服は度々交換し、其都度消毒して大氣に當るを良といたします。腫物落層終りても全快までは外氣に觸れざるを良といたします。

食物は全治の後も一二週間は軟き物を食するを良といたします。此疾ひは別に合併症なき時は、飲料として鹽里母位を與へらるゝ物なれば、病家に於ては、これを不充分とし、藥を請求する者あれども、決して夫れ等に從ふ事なく、醫師の命を守り、其旨を説明し、全快の後と雖も、咳嗽を發し、又頭痛等のある時は、直ちに醫師の診察を乞ねばなりません、とは肺炎又は、肋膜炎等を後發する恐れがあります。

第五十四 再起熱（一名再起室扶斯）

一、再起熱は觸接傳染病にして、一度罹れば再感多きとの説です、惡寒、發熱、突然起る者ですが、前驅腸室扶斯に類似して非常に戰慄する事があります。而して其名の如く一度に熱して、平熱一週間位にして再び三十九度以上に昇り、朝夕一度位の高低あり又一週間位にして下熱し、反覆する物であ

り升、而して下熱したる間も氣分平常ならず顔面色悪く、身體倦怠なり、此疾ひは偶々黃疸病を起すものであります、熱の分離前、騷擾症を起し、非常に惡寒、戰慄四肢、チャノーゼーを起し、苦痛、煩悶、實に見るに堪ざる症狀を發する事があります。

此疾ひは血中に螺旋狀の虫が居るので、傳染の原因は素より明白でありませんが、病菌は血中にあるのですから、蚤や蚊により媒介せらるゝとの説が眞に近ふ御座ひます、故に充分の隔離をせねばなりません。

(1) 看護法 病人を嚴重に隔離し、看護人の外他人の入るを禁じ、尙看護人も同じ病室に居るは危険ですから、副室に居り食物、藥用、體溫等の時間丈、其室に入るを良といたします、但し高熱中冷罨法の施しある時は、これの注意となし、又便器の始末をいたさねばなりません、これは便より傳染せざるも、隔離中他に出るを許しません、故に室中にて兩便を取るを法といた

します、私は此病人に就てよき經驗が御座ひます、旅人にして親子三人の内初め妻君獨り此疾ひに罹り、某病院に入院いたしました、初め腸室扶斯の容體と別に異りませんから、多分夫れならんとの診断により、傳染病室へ入られました。

偶々見舞に来る夫、又兒に傳染し、大戰慄を起し、煩悶非常でした、故に血液試験をせられしに螺旋狀菌を發見致しました、直に此病人三名を、特別傳染室に移し、充分隔離し、看病婦を撰抜してこれに附添せ、豫防消毒を嚴にいたさせました、而して要用の外は其病室に居らざる様、室前の廊下に椅子に椅らせて置きました、醫藥の功著しく、其三人は良好の成績を以て退院せられました、同時に附添ひ居りし看護婦はマラリア熱の容體を起して床に就きました、此婦人は毎年マラリア熱を患ふとの事故に自分も夫れと定めて、深く醫師の診察を乞ひませんでした、四五日にして下熱しま

した故に、入浴轉室致させました、下熱後四五日にして出勤せんとしましたが、何となし顔色も優れず其のまゝ床中にをります内に、再び發熱致しました、體溫表を見れば再起熱に相違ありません、故に醫員に診察を乞ひ、試験の結果立派なる螺旋狀の菌を發見いたしました、實に其傳染の恐るべきと感じ、嚴重なる隔離法をなし、此度は私自から看護の任に當りました。

再熱の分利期に於て、熱發四十度、苦痛、煩悶、大戰慄を發し、顔面、四肢、チャノイゼーを起し、十五分乃至廿分にして一時輕快するも、再三反復して、見るに堪へざる状態を呈しました、此猛惡なる傳染を恐れ、他人を入れず私は其戰慄時固く手足を押へ、煩悶を忍ばせました。

醫師に治療を乞ひし處、アンチピリン、及カンフルの皮下注射を施行せられました。

醫師は必ずこれにて分利するならんと申されしも私は其状態のおそろしさを全快は覺束なしと心配致せしも醫師の診断の如く直に下熱し、全快致しました、私は廿有餘年看護に従事致しましたが、未だ斯様の病人を見たり事がありません、今尙其容體を面前に見る如くであります、軀幹は知らず、四肢は上膊及び大腿まで紫藍色を呈し、其發作の止や反對に赤色を呈し、其戰慄の甚しさを中々間歇熱如きではありません。

第五十五 流行性感胃(インフルエンザ)

一、傳染の方法は不明なれども、寒氣に流行するとの説であります、普通經過は十日位です、初發は、惡寒、發熱、脈細數、頭痛等起し、塞胃の如き容體をなし、次第に食欲不進、嘔氣、腹痛、下痢等の消化症を連續し、或は咳嗽、咯痰、身軀諸部の疼痛を起し、熱温四十度に達します、精神は確にて、高熱時は四五日

位續きます、併發病として氣管枝加答兒、肋膜炎等を發するものなれば、看病婦は餘病を發せざる様注意し、患者を就褥させ消化良き食物を與へ、發熱時には冷却法を行ひ、身軀疼痛の爲にはマッサージが第一です、併發病さへ起さざれば恐るべき物ではありませんが、四五日の苦痛は實に非常です、飲料として鹽里母赤酒等を與へず。

第五十六 百日咳看護法

一、觸接傳染病にて、七才以下の小兒に多し、再感なく、潜伏期は十日位にて、呼吸器の加多兒をなす事一週乃至四週位なり、全身異和、喉頭癢痒、胸部温感等の容體を以て發作を初めます。
笛聲を帯びたる長き吸氣を營み、續て相互に間歇短き強勢なる衝突狀咳嗽を頻發し、斯の如きこと凡そ十五秒乃至二分間位にして、漸く吸氣を營

ひものであります。

以上の症連續反復し、四五分間を経ば水様透明の粘痰を咯出し、發作輕快いたします。

甚しき場合に於ては、顔面チヤノーゼ、嘔吐、粘膜の出血、兩便の不隨意等、見るに忍びざる容體を呈するものであります。發作一日三十回位にして、四週乃至六週間を経過せば、其後ち發作減弱する事、二三週にして治癒するものであり升。

(1) 看護法、病兒は必ず隔離させ、空氣流通よき温き室に入れ言語を禁じ、安靜に就褥させるを良といたします。

(2) 食物は滋養流動食を與へ、刺戟性の物は禁じます。

(3) 發作の時は胸部を緩め粘痰等の始末をなし、靜に頭部をさへ、發作止む後、若し粘痰等の衣類に附着する時は、交換し三十倍の石炭酸に浸し置、洗

濯いたさねばなりません。

(4) 頸部、胸部に、温濕布を施すこともあります。

(5) 咳嗽甚だしき時は、羽毛を以て鼻粘膜を刺戟することもありますが、こは皆醫師の指揮に従ひます。

併發病として肺炎を起し、後發病として肺結核になる者もあります故に、疾ひ快復に向ひたる時は、温き空氣よき處へ轉地するを良といたします。

第五十七 麻拉利亞(間歇熱)看護法

一、此疾ひは瘴氣毒性傳染病にして、血液、及び脾臟に變化を來すのであります。濕地に於て、主に温暖の候に發し、又は生乾きの壁の濕氣を受て發する事もあります。而して病毒は、呼吸によりて侵入するとの説であります。不快、欠伸、尿意頻數等を以て發し、前驅期、惡寒、脈細數、次で身體蒼白乾燥し、斯

くの如く三四十分間位にして反對に赤くなり、頭痛、口渴等の症を發し、熱發四十度以上に達します。其時間は人々大差ありて一様でありません。發作の後、皮膚濕へ、發汗熱睡いたします。

各、其發作間は健全であり升、發熱時の長短に由りて日發熱、隔日熱、四日熱、又は七日熱と區別いたします。

普通隔日熱多く、發作時二時間、或は三時間、早く成るを常といたし升、日發熱でありませば、毎日二三時間をくるゝを常といたし升、悪性のものは他の傳染病の如く、營養不良、又貧血症等を起す事もあります。

假面麻拉利亞は、熱發の代りに、神經痛或は腦症を起す者もあります。

(1) 看護法、發作間は健康人と同じてありますから、別にやかましき看病法もありませんが、發作時間を能く注意して、戰慄の際には、温め、熱發の際は、冷却法を施します。

隔日熱の時に於ては、一昨日午後四時に發作し、今日午後二時に發作あらば翌々日は正十二時と、二時間づゝ早くなれば、十二時の發作を押へる爲に、其八時間前乃ち其日の午前五時に、キニーネを與へねばなりません。然れば看病婦は怠りなく、前の發作と、今の發作とを確實にたしかめねばなりません。發作の度大に身體疲勞するものでありますから、一度でもむだなく藥の適する様に致さねばなりません。午前九時に來る物ならば、午前二時に丸藥を與へねばなりません。

斯様の時は看病婦其時間を違へざる様眠り過ぎざる様に致さねばなりません。

キニーネは特效藥です、而して此丸藥は鹽里母て飲を良といたし升、而して發作をちし時は、必ず其をちし時飲せたる時間を、違ざる様與へねばなりません。初め一、五を飲せし時は、二回目は一〇、三回目は〇、七、四回目五回

くの如く三四十分間位にして反對に赤くなり、頭痛、口渴等の症を發し、熱發四十度以上に達します。其時間は人々大差ありて一様でありませぬ。發作の後皮膚濕へ、發汗熱睡いたします。

各、其發作間は健全であり、升、發熱時の長短に由りて日發熱、隔日熱、四日熱、又は七日熱と區別いたします。

普通隔日熱多く、發作時二時間、或は三時間、早く成るを常といたし、日發熱でありませば、毎日二三時間をくるゝを常といたし、惡性のものは他の傳染病の如く、營養不良、又貧血症等を起す事もあります。

假面麻拉利亞は、熱發の代りに、神經痛或は腦症を起す者もあります。

(1) 看護法、發作間は健康人と同じでありますから、別にやかましき看病法もありませんが、發作時間を能く注意して、戰慄の際には、温め、熱發の際は、冷却法を施します。

隔日熱の時に於ては、一昨日午後四時に發作し、今日午後二時に發作あらば翌々日は正十二時と二時間づゝ早くなれば、十二時の發作を押へる爲に、其八時間前、乃ち其日の午前五時に、キニーネを與へねばなりません。然れば看病婦は怠りなく、前の發作と今の發作とを確實にたしかめねばなりません。發作の度大に身體疲勞するものでありますから、一度でもひだなく藥の適する様に致さねばなりません。午前九時に來る物ならば、午前二時に丸藥を與へねばなりません。

斯様の時は看病婦其時間を違へざる様、眠り過ぎざる様に致さねばなりません。

キニーネは特效藥です、而して此丸藥は鹽里母て飲を良といたし、升、而して發作をちし時は、必ず其をちし時飲せたる時間を、違ざる様與へねばなりません。初め一、五を飲せし時は、二回目は一、〇、三回目は〇、七、四回目五回

目は〇、五、宛三度位用ひます夫れにて全治致します、若し落ちしと云て、二回で止めれば再び發します、脾の肥大は必發の症にして、治癒後永く存ずることもありません、此際醫師の命により電氣をかけ、又はマッサージを施すこともありませす。

(2) 食物は消化易き物を良といたします、暴食を禁じます。

(3) 豫防としては土地の排水を良くし、夜分外出を禁じ、高燥なる地に移るを良といたします。

第五十八 丹毒病看護法

一、此疾ひは創傷に合併する物にして、丹毒球菌之が因を爲すとの説であります。

此病症は一つの皮膚病にして、主に頭部より發しますか、軀幹より初まる

も周圍に廣がり、地圖狀暗紅の斑を呈し、稍々隆起して蔓延實に速です、其他水泡、膿疱、壞疽等種々の状態を呈する事もあり、升惡寒、發熱、頭痛、嘔吐、身體倦怠、體溫四十度に昇高せし時發病します、口内、及鼻粘膜、眼險等にも廣がるものであります。

又は淋巴道より深部に進み、腦膜炎を起す事もあります、六七日にして下熱せざれば危険です。

高熱十二三日に渡れば主に不良です。

顔面、頭部、乳房等の、小創より病毒が入るのであります、猛烈なる外科傳染病なれば、嚴重なる隔離、消毒法を施行せざれば、蔓延するものであります、外科病室に一人の丹毒病ある時は、一室皆傳染すると云ふ猛烈なるものですから、充分隔離を要します。

醫師看護婦等少許の創ある時は、直に傳染するものですから、傷ある者は

此患者に觸るゝを許しません。

(1) 看病法、頭部に氷嚢を貼し、患部にはイヒチオール軟膏を貼し、上より石炭酸濕布ガーゼを施すを最良と致します、醫師の特命（きめい）がありましたら夫に従ひます、其方法、イヒチオール軟膏をリント布、或は綿にのべ、覆面（すくめん）をいたします、頭髮中にある時は、軟膏を塗擦し、上より加兒保爾（かゐるぼる）ガーゼを覆ひ、法の通り繃帶（てんたい）を纏絡（てんらく）いたします、肩より軀幹に至る時は、イヒチオール軟膏を塗布し、上より加兒保爾ガーゼを置薄油紙をあて、綿を覆ひ、繃帶を纏絡（てんらく）いたします、但しイヒチオールは斑狀隆起（はんじょうりゅうき）せし部分より少し廣く塗り、其廻りに伴創膏を貼附するを法といたします、若し毎日交換の度、伴創膏を越（こ）て廣かる場合には、止なく石炭酸水皮下注射法を施すものなれども、こは皆醫師の命に従はねばなりません、當時は血清注射を施さるゝこともあります、此治療法に就ては各醫師の命により、或時は、昇汞水、又は鉛糖水、

硼酸水と色々のガーゼを用ひられし事もありますが私の經驗によれば、イヒチオール軟膏、并に石炭酸ガーゼ濕布が有功を奏しました、醫科大學病院に奉職中、此方法に由て、いかなる重き症も、十一二日目にして全治いたしました。

(2) 食物は高度の熱ある時は、滋養流動性を良といたします。

(3) 此病人に附添ふ看病婦は、決して他室に出るを許さず、凡て室内に於て用を便せねばなりません。

看病婦の衣服等に觸（ふ）て傳染することがありますれば、充分隔離（かくり）いたさねばなりません。

此病人の爲め用ゆる機械は、病室に入らざる前に仕度なし、副室（ふくしつ）に備へ他人に觸さる様にいたします。

醫師の手術着、消毒器等凡て備へねばなりません。

一金盥二個、手洗鉢一個、石鹼、刷毛、水桶、湯桶、灌水桶、膿盤二個、消息子一、鑷子
一、鉗一、伸板一、篋一個、噴霧器一、是れ丈は是非備へねばなりません。
消毒薬は二十倍石炭酸水、千倍の昇汞水、イヒチオール軟膏、又傷ある患者
には、サルチル軟膏等も備へねばなりません、又アルコールを備へ置を
良といたします。
眼の爲めに硼酸水、又口中の爲めに含嗽劑も備へねばなりません。
器械使用後は必ず他人に依頼する事なく、責任者自から是れを消毒し、又
清洗し、後の用に供せねばなりません、繻帯は毎回焼却するを良といたし
ます。
交換後消毒法率れば、看護婦は直に入浴するを法と致し、升浴室に行くに
も病室にて着たる衣は交換して行ねばなりません。

第五十九 創傷實扶的里亞敗血病膿毒症

一創傷實扶的里亞は、肉芽化膿し、或は義膜性を生じ發熱、體力衰弱し、又は腦
膜炎、或は大出血を來すとの説であります。
一敗血病は創面腐敗し、其血液を吸収するにより、發する疾ひにして血液の
疾ひです。
一惡寒、戰慄、熱發し大に衰弱し、精神恍惚となり、汚黄色を呈し、又小血點を發
することもあります、大抵發病後一週、乃至十日にして、死するものであり
ます。
一膿毒症とは創面化膿し、其腐敗物脈管系を通り、他に轉移するに由りて起
る疾ひで御座います、而して其轉移度毎に、正規の時間に於て、惡寒戰慄、發
熱し、体温三十九度以上、四十度に至り、再三反復し、終に身體衰弱し、死する

者が多數あります。

(1) 看病法、何れも熱性傳染病にして、殊に外科傳染病でありますれば、充分隔離消毒を嚴にせねばなりません、されど世の進歩に伴ひて尙ほ其れに先んじて、醫學の方遙に進歩して居りますれば、防腐制腐の療法を施され、消毒は充分行れて居ますれば、漸く夫等の疾病は跡を斷つに至りました、故に此看護の法を細説するの必要もありません、傷者に對する防腐消毒の法を常に腦裡に充たしむるを專一といはし升。

第六十 破傷風(テタヌス)看護法

一 此疾ひは微細なる傷にして、神經を傷めて發する疾ひです、テタヌス菌に依て起るとの説であります。

初め咬筋、背筋、頸筋等を侵し、後には強性、或は播瀉性の痙攣を起し、一種鋭

き顔貌を呈し、苦痛煩悶實に見るに堪へざるものであります、僅の刺戟も増悪し、發熱甚しく大抵死するものであり升。

初め、拇指と、示指との間、又は足の先等、微かの傷より神經を侵し、播瀉性痙攣を起し、仰向に倒れ、腹部に痛を感じ、躰温無熱、脈、呼吸早く、痙攣發作の間は殆んど苦痛なき有様であります。

(1) 病室は暗く靜かにして、凡て神經を刺戟せざる様になし、防腐消毒を嚴重にし、發作時に於ては醫師の命により、温浴治療、又痲醉性浣腸、格魯々、吻膜吸入法等、種々施されますが、未だ良好の成績を擧ぐる事能はざるを遺憾と致し升。

第六十一 脱疽看護法

一 此疾ひは骨髓より發する物にして、主に足の趾より起り、稀に手の指より

實地看護法

起ることもあります、非常なる寒冷を侵し、血液循環を妨げ、或は僅の傷、又は繃帯等の固きより循環を妨げ、此症を發することもありますが、其何れの原因を問はず、初め皮膚紅色を呈し、疼痛甚しく、傍人の實に見るに堪へざるほどであります、此症に二種ありて、乾脱疽、濕脱疽と申す、濕脱疽は卒に發して進行烈しき物でありますれば、速に醫師に報じ治療を爲さざれば、一命を失ふに至ります。

(1) 看護法、患部に石炭酸濕布ガーゼを纏絡し、數回之を交換し、乾ざる様になし、又は患部繃帯に油紙を用ひす、上より再三石炭酸水を注ぎ乾かざる機にいたしますれば疼痛の幾分を防ぎます、患部間歇なき疼痛を忍ばるゝ、患者の病床に侍する看護婦の苦痛は實に堪へざる程に思はれます。

(2) 食物は軟き滋養ある物即ち、蛋白質多き物を最良といたしますから、米飯又は麩に牛乳をかけて用ゆるを良といたします、軟き肉又はスープ、ビフ

テ、肉汁、鶏卵等も良ふ御座ひます、此疾ひには一切アルコール性を禁じます。

(3) 切斷の時は能く患者を慰め、潔き決心を以て、治療を受くる様進めねばなりません。

(4) 治療後は患部を高くなし、角枕を置いて三角巾にて軟に結ぶ、燈狀架(又離被架)にて夜具を支ひ、患部の壓迫を防ぎ、又交換の際は清潔法、及び消毒法の必用を記憶せねばなりません、然し手術後一週位にして交換せらるゝものでありますから、痛みもなくまた縫合糸の取れる樂しみもあり、手術前の苦痛と比較せば、實に安全です。

第六十二 脚氣看護法

一此疾ひは濕地に於て夏期に流行します、下腹倦怠、指尖麻痺、或は口圍に於

て知覺異常あり、其他運動の障害、腓腸部に壓痛を起し、臆の反射、後には全く消失いたします。心悸亢進し、便秘し、病勢進めば下肢、及全身に及す水腫を來し、尿量減少し、尙甚しくなれば、脈、及び呼吸増加し、顔色蒼白色を呈し、胸内苦悶、嘔吐し、音聲嘶嘎し、遂にチャノーゼを起し、死に歸します。此重症を衝心と申す。此疾ひは米飯青魚等を食する國に多しとの事であり升。

(1) 看病法、疾ひ重症にならざる内、高燥なる地に轉地させ極めて安靜に仰外させ、心臟部に氷嚢を貼し、醫師の命に従ひ規則正しく注射を施し、嘔吐ある時は少々づゝ赤酒を與るを良と致します。

吃逆甚だしき時は、感傳電氣を施す事があります。

水腫には牛乳が第一です。出来る丈用ひねばなりません。筋痛には芥子泥を貼し、又は種々の塗布藥をいたします。

服藥としては心臟の手當、并に下劑を與へらるゝものなれば、怠らず用ひ

ねばなりません。然ながら嘔吐烈しき時は惡味の藥を與ふるに堪へざる様ですが、何れも怠りてはいけません。出来る丈安靜にして療藥を與へねばなりません。心臟部は充分冷却法を施し、便通なき時は多量の浣腸を施し、食物は牛乳、粥汁、スープ、鶏卵等を良といたします。

口渴甚しき物なれども、氷、水等は一切禁じます。痲痺には電氣を應用せられます。

疾ひ全快の後は、電氣入浴、マッサージ等、何れも良法です。實に此疾ひの衝心は見るに堪へません。故に前以て早く治療をなし、重症に陥らざる様注意せねばなりません。

第六十三 産褥熱看護法

一 産褥熱は、出産防腐の届かざる處より、又は精神の感動によりて發すると

の事でありませぬ。

悪寒、發熱、三十九度以上、四十度を越ることもあります、靜かに仰臥させ、頭部並に、下腹部に氷嚢を貼し、硼酸水、又は稀薄なる石炭酸水にて、腔内を洗滌するを良といたします、充分なる防腐消毒に由て全癒するとの説です。食物は滋養流動食を良といたします、然しながら滋養物と申しても、多量與ふる時は下痢を起します、注意せねばなりません、藥は醫師の命に依りて與る物ですが、嘔氣烈しき時又は胃痛ある時は、適宜に與へねばなりません。

腔洗滌の方法は、前述の如く法に従ひていたさねばなりません、而して傳染病ですから、充分消毒法を嚴重に守らねばなりません、看病婦自身の手腕は、二十倍昇汞水、三十倍石炭酸水で消毒し、看護婦に接し、用終りし後は又其如く、消毒清洗いたさねばなりません。

瘧熱患者に従事する看護婦は、決して他の患者に接觸せざる様、致さねばなりません。

此疾ひは創傷熱の如く、頗る危険にして生命に關するものなれば、他の産婦並に創傷者等に傳播せざる様、注意いたさねばなりません。

此疾ひは屢々、薦骨部に瘡瘍を起す物ですから、出來る丈注意いたさねばなりません。

下熱の後は、下腹部溫罨法を施すを良といたします、腔洗滌は醫師の命によりますが、稀薄なる石炭酸水、微溫湯にて一日三回位づゝ執行いたします、洗滌後は規則の通り、丁字帶を用ひます。

第六十四 義膜性肺炎看護法

一此疾ひは、固有の微菌ありて發すとの事でありませぬ、多く春秋流行する

ものです、初め身體異状、惡寒、發熱、咳嗽を發し、錆色の痰を咯出す、呼吸困難を起し、胸部に痛みあり、熱は普通一週、乃至十日位にして分離致します、重症者は、嘔吐、昏睡、譫語を發し、呼吸三十、乃至四十位、脈は百三四十、體溫四十四度を超ゆることもあります。

(1) 看護法、患者を通氣よき廣き靜かなる室に入れ、胸廓の開く様に仰臥させ、室の溫度を六十度、乃至六十二度位にして、金盞、又は鐵瓶にて、蒸氣を立て、室内の空氣を濕らせ、咳嗽を防ぎ、又は吸入をかけることもあります。

(2) 食物は、滋養流動性の物を與へ、口渴甚しき時は、冷水、又は氷片を少しづつ、與へるを良といたします。

頭部、胸部に、氷嚢を貼し、充分冷却し、又はプリスニツツ氏の巻法を施す事もあります。

(3) 床頭に備ふる痰壺には、重曹水を入るゝを良といたします、但し醫師の特命

あれば其命に従ひます。

患者の半ケチ、手拭等は、曹達水で洗ふを良といたします。

第六十五 加答兒性肺炎看護法

一 此疾ひは、主に氣管枝加答兒より來るもの、又は腸窒扶斯、百日咳、麻疹、猩紅熱等より併發するものであります、而して、此疾ひは主に背部を侵します、痰は粘稠なる泡沫を含みたるものにて、排泄困難です、併し亦普通の痰を排泄することもあり、升熱の高低により、醫師の命がありましたならば、冷濕布、又は氷嚢を貼する事もあります。

看護法は、凡て義膜性肺炎と大同小異です、但し粘稠なる痰の排泄するときは、軟き紙を小細く切り、床頭に備へ置き、排泄の都度速に口を拭はねばなりません。

第六十六 肺結核看護法

一 此疾ひは結核微菌が原因を成し、肺の實質を腐敗させ、人身に最も必要な酸素吸引力を減退せしめ、血液循環を防げ、活潑なる精神を養ふこと能はず、遂に死地に導かんとする、最も怖るべき疾ひであります。

初めは消化不良、神經衰弱、又は氣管枝加答兒肺炎等の全治せざる處より、遂に此疾ひに罹ることもあり、昇、降、溫、不規則、朝三十五度八九分より、六度二三分位にして、夕三十八度八九分、乃至九度五六分に至る、其高熱の割に氣分悪しからず、

食物は常に異ならざるも、身、体次第に衰弱し、睡眠中大に發汗するものがあります、精神活を失ひ、常に憂狀を呈し、神經過敏にして、物事氣になり、癩僻甚しきはこれ此症の特異であります。

- (1) 攝生法、氣候溫暖善良なる地に轉地させ、靜かなる温かき室に入れ、靜なる日は窓を充分に開き、酸素吸引の方法をとるを良といはし升。
- (2) 衣服は、毛織物を最良とし、夜具は、餘り温に過ぎるを良といはし升。
- (3) 食物は、滋食分多きものを與ふるを法といはし升、鶏肉、鶏卵、牛乳、牛肉、肉搾汁等最も適當て御座ります。

此患者は胃腸の悪いのでありますから、何にても軟き滋養食を出来る丈與ふるを良といはし升。

然し重症に至れば、必ず腸結核を併發するものでありますから、其時は適當に注意いたさねばなりません、牛乳は必ず煮沸して用ひねばなりません。

- (4) 輕症者は、午前熱發せざる内、日々入浴するのが良し、御座ひますが、重症は、毎朝冷水洗拭法、又は日々温湯にて全身を摩擦し、或は清洗する事もあ

り、又發汗甚しき者は、酒精を温湯に加へ洗拭し、又乾拭する事もあり、升、又は止汗劑を與へ、襦袢^{ズケ}交換を度々いたします、實に此重症に至りては、呼吸困難、胸部疼痛、咳嗽、咯痰、頭痛、下痢等の諸症を起し、煩苦の状態を呈するも、腦神經^{カク}確として精神異狀更になし、これ情として傍人の忍びがたき處であります。

(5) 豫防法、病室を常に清潔になし、空氣流通を充分になし、咯痰の消毒を嚴にし、病毒の他に洩れざる様に致さねばなりません、病毒は咯痰に交り、體外に出て日光に遇ひ、乾きたる塵埃^{ホコリ}と共に空中に飛散し、吸息によりて人體に入るとの説でありますれば、病毒の空中に飛散せざる様に勤めねばなりません。

身體強壯なる人は病毒の身體中に入るも、免病質の如く感染せざれ共、^虚弱の人に至りては直に肺中に侵入し蕃殖し、生涯不治の疾となるもので

ありますから、嚴重なる豫防消毒法を守らねばなりません、消毒法は五百倍昇汞水、二十倍石炭酸水、又は重曹水を良といたします、此疾ひをこれ迄不治の疾ひとして置きました故、現在肺結核病者に對し、其症を明にせざりし爲、公然消毒法を實行する能ず、隱密にこれを消毒し、本人に悟られざる様致等の場合があり、升、かゝる時は實に看護の任に當る者の、最も困難する處であり、升、然ながら、精神上大なる關係を有するものでありますれば、臨機其所置を致さねばなりません、かゝる場合には重曹を最も良といたします、無色、無臭殊に價も高くありません、但し此藥に遇へば結核菌は必ず死すとの説であり、升、若し消毒不充分なる時は、第一傳染の危険を蒙る者は患者自身です、素より肺の弱き處ですから、其侵されざる處まで害されず、次に其病者に接近する處の、妻子、又は看病人です、然れば責任ある看病婦は勿論、患者自らも此消毒法を嚴に守らざれば社會道德上の罪

人となります。此病毒の咯痰は勿論、唾沫又は呼息によりて排泄せらるゝとの説ですから、室内は空氣の流通を良くし、空氣消毒の法を採ねばなりません。

此患者の衣類、夜具、蒲團の類は、凡て瓦斯消毒、又は熱氣消毒を施さねばなりません。

病人轉地し、又は死亡したる時は、病室を充分に消毒せねばなりません。ホルマリン、瓦斯消毒を第一と致し、升、偶々世の人は、死亡したる者の衣類、夜具等は、一切家に置かず、貧民、又は乞食等に施ば、家に害なし消毒の必要なしと云ふものがありますが、これは甚しき誤ちです。貧民も、乞食も、皆天下の人民にて、我等と同様な靈魂を備る者ですから、此悲惨極りなき疾ひに罹らせて良ふ御座ひませふか、然れば施すものにもせよ與る物にもいたせ、一切消毒せざる内は他人の觸るゝを禁じます。

咯血患者の所置、咯血患者は皆肺結核と限りませんが、主に此症に多くあります。手當として(1)安靜、(2)冷罨法、(3)言語を禁じ、(4)熱き食物を禁じます。

(1) 廣き靜なる室に、軟き蒲團を胸部の開く様に敷き、靜かに仰臥させ。

(2) 胸部、又は頭部に氷嚢を貼します。但し氷は細く碎きたる物を囊中四分位つめ、空氣を驅除し口の先を固く結び、平になし、殆ど薄き小き蒲團のくなし、患部に貼します。

(3) 言語を禁じます。ならば、石盤又は用紙硯を備へ置き、筆談いたします。言は咳嗽を誘起する事があり、升、咳嗽を發し、咯血する物でありますれば、咳嗽を發せざる様つとめねばなりません。咳嗽烈しき時は吸入法を施し、又は醫師の命により、皮下注射法を施行する事もあり升。

(4) 食物は餘り熱き物を與へざる様、微温として用ゆるを良といたします。而して食物は一度に多く食せざる様、牛乳、又は粥汁等流動性の物でも、五勺

或は一合限といたします。胃の膨満は、肺臓を壓迫する恐れがあり升。

(5) 室の温度は、六十度以下を良といたします。餘り温暖なる時は、咯血を誘起するものであり升。然ればストーブの燃方、又は火鉢の火に注意致さねばなりません。含嗽劑は何にても、醫師の與へらるゝ物を以て度々含嗽するを良といたし升。多量の咯血ある時は、赤色の含嗽薬を以て排水器、并に痰壺にも入れ置患者に啓られざる様する者であります。これに附添ふ看護婦の同情の涙は、すでに面を侵さんといはし升。是等の職にある者の慎まねばならぬ處です。常に食鹽水を床頭に備へ置き、咯血の際少し飲せ又は含嗽させます。

(6) 便秘する時は、グリッソン洗腸を施すを良といたします。然し患者に腹壓を與ふるはよろしくありません。何日も滯りし時は、多量の藥液を洗腸いたし升。

咯血は逆上せざる様注意するを法といたします。

(7) 咯出物は凡て充分消毒するを法といたします。今や世の進歩に伴ひて、人命の重んずべき點より、醫界に於ては、誠意、正實此治法に苦慮せられ、種々の良薬を發明せられ、決して不治の疾ひに非ざる事を證明せられます。れば此疾ひに罹らんとする兆ある人は、手おくれにならぬ内、其良薬を用ひ根治療法を取らねばなりません。私は何の不幸か、此疾ひの爲、姉、弟の二人を犠牲に供しました。姉は義弟の看病に従事し、悪症急性にして直に感染し、治療手を盡すも功なく、不歸の客となられました。年尚ほ三十路を超へしのみ夫に別れ、子を殘し、遂に家庭の圓滿を缺きました。悲しみの極慘の至りとも申しまじうか、弟は生來虚弱の質なれば塵埃多き東都の空氣は彼を死地に導きたるならんと思ひます。嗚呼天なる哉、命なる哉と歎するの外なきも、此疾ひさへなきならば、天壽を全ふせられしかと思へば世の

爲人の爲めに、此病菌を撲滅し、世にも、人にも、嫌はるゝ疾ひに罹る人なき
様勉め勵まねばなりません。

第六十七 疥癬看護法

一疥癬とは、疥癬虫と名くる一種の小虫表皮下に棲息し、發する皮疹であり
ます、而して疥癬虫は、指間腕關節、肘關節、腋窩、臍圍、膝窩等の皮膚軟弱な
る處の表皮下に隧道を穿て、其中に棲息し、又病勢進ば身體全部に及ぼす
事もあります、疥癬の主徴は、煩癢堪へ難し殊に夜間甚だしく、搔爬し搔痕
を生ずることがあります、病ひ持續する時は、皮膚所々に膿胞を生じ、他人
に傳播するものであります、衣類、夜具等より必ず傳播いたし升、而して此
疾ひ長く患ふ時は、皮膚の排泄を悪くし、腎臟炎を起す恐れがあります。

此の疾ひを知る時は速に醫師の診察を受け、適當の擦劑を乞ひ法に従て
擦入し、部分の廣からぬ内治療するを良といたします、兎角田舎に於ては
此疾ひを輕々に做す者が多くあります、遂には多くの人に迷惑を懸るの
みならず、自分も治し難き疾ひを起し升、此疾ひは一切酒精を禁じます、治
療中一盃にても酒を用る時は、必ず再發するのみならず、小虫益々増殖し
皮疹發赤、搔痒甚しき物であり升、故に全快迄酒精油類を禁じます、塗擦は
法に従て、四肢軀幹と、順々擦入せねばいけません、全身一度に施せば排泄
を防げ升。

第六十八 黴毒淋疾下疳便毒看護法

一此疾ひは、何れも梅毒性のものでありすれば、防腐法、消毒法を、嚴に致さね
ばなりません。

(1) 淋病とは、尿道より膿汁を排泄し、尿道口發赤腫起し、且排尿の際、疼痛を起

します、疼痛烈しき時は、畢丸炎を併發する事もあります、此病毒は患者、或は看護人の眼中に入る時は、之に由て最も危険なる眼炎を起し、眼光を失ふものであり、升、此患部に觸るゝ時は、必ず石鹼にて手指を洗ひ、石炭酸水にて消毒し、清洗するを法といたします、此眼炎を、風眼、又は「ブレノレー」と申しまして傳染烈き眼病です

(1) 食物は牛乳、粥汁、葛湯、砂糖湯等の粘滑緩和性の物を多量に與るを良といたします、尿通充分なれば、痛みを防ぎます、疼痛烈しき内は、鹽味、酸味等凡て刺戟する物を禁じます。

(2) 急性にして疼痛甚しき者は、一日に二三回位つゝ坐浴を施行いたし、升而して古加乙浮尿道坐薬を挿入致します、其重症に至りては、悪寒、戰慄、發熱三十九度以上、四十度位にして、尿通後の苦痛、實に見るに堪へざる物であり、升。

(3) 下疳とは、龜頭或は包皮の内面に發する潰瘍を申します、コンジローム、又はデヒリス等の名を有します、消毒を嚴にし、患部を洗滌し、沃度勿誤、或は撒里矢爾散軟膏を貼附し、丁字帶を以てこれを押へ、或は細綳帶を纏絡なたし、升、食物前者と代りなし、酒精、油物類は凡て禁じます。

(4) 便毒とは、鼠蹊水脈腺に發する疼痛甚しき腫脹にして、淋病、或は梅毒に續發するものであり、升、其小なる物は大豆大位なれども、大なる物は鶏卵位です、此腫瘍は、膿潰に轉ずること實に容易です、鼠蹊腺の腫脹は悉く、皆梅毒性と限りなきとの事であり、斯様の容体なれば速に醫師の診断を乞ひ、治療せねばなりません。

(5) 全身微毒とは、下疳より起つて、病毒全身に蔓延したる者を申す、腺体諸部腫脹し、皮膚發疹、粘膜炎、潰爛等をもて其徴となし、口唇、及舌体に、潰瘍を發し、遂には頭部顔面まで脱落甚しく表皮脱落して見るべからざる醜体を

します、疼痛烈しき時は、罌丸炎を併發する事もあります、此病毒は患者、或は看護人の眼中に入る時は、之に由て最も危険なる眼炎を起し、眼光を失ふものであり、升、此患部に觸るゝ時は、必ず石鹼にて手指を洗ひ、石炭酸水にて消毒し、清洗するを法といたします、此眼炎を、風眼、又は「ブレノレー」と申しまして傳染烈き眼病です

(1) 食物は牛乳、粥汁、葛湯、砂糖湯等の粘滑緩和性の物を多量に與るを良といたします、尿通充分なれば、痛みを防ぎます、疼痛烈しき内は、鹽味、酸味等凡て刺戟する物を禁じます。

(2) 急性にして疼痛甚しき者は、一日に二三回位つゝ坐浴を施行いたし、升而して古加乙溼尿道坐薬を挿入致します、其重症に至りては、惡寒、戰慄、發熱三十九度以上、四十度位にして、尿通後の苦痛、實に見るに堪へざる物であり、升。

(3) 下疳とは、龜頭或は包皮の内面に發する潰瘍を申します、コンジローム、又は「デヒリス」等の名を有します、消毒を嚴にし、患部を洗滌し、沃度勿誤、或は撒里矢爾軟膏を貼附し、丁字帶を以てこれを押へ、或は細繃帶を纏絡なたし、升、食物前者と代りなし、酒精、油物類は凡て禁じます。

(4) 便毒とは、鼠蹊、水脈腺に發する疼痛甚しき腫脹にして、淋病、或は梅毒に續發するものであり、升、其小なる物は大豆大位なれども、大なる物は鶏卵位です、此腫瘍は、膿潰に轉ずること實に容易です、鼠蹊腺の腫脹は悉く、皆梅毒性と限りなきとの事であり、斯様の容躰なれば速に醫師の診断を乞ひ、治療せねばなりません。

(5) 全身微毒とは、下疳より起つて、病毒全身に蔓延したる者を申す、腺體諸部腫脹し、皮膚發疹、粘膜炎、潰爛等をもて其徴となし、口唇、及舌躰に潰瘍を發し、遂には頭部顔面まで脱落甚しく表皮脱落して見るべからざる醜躰を

呈するものであり升。

- (1) 此疾ひある人の、器物は一切他人に使用するを禁じ升、盃蓋并に煙管等より傳染しますれば、注意致さねばなりません、醫師の指揮に従て充分の消毒法を施さねばなりません。
- (2) 内服薬としては、沃剝劑并に撒汞丸を與へらるゝものなれば、何れも食後に用ひねばなりません、丸薬を食後直に、水劑沃剝を、三十分位たちて用ひるを良と致します。
- (3) 外用薬としては、灰白軟膏の塗擦を命ぜられますれば、法に従て塗擦するを良と致し升、塗擦は、上膊内面左右、胸側左右、大腿内側左右、都合六ヶ所、毎日一ヶ所ツ、順次施すのであります、普通灰白軟膏の量二、〇と申ますが、其躰質、又は疾ひの輕重によりて、醫師の命を奉じます、塗擦は入浴後施すを法と致します、前述塗擦欄に委し。

(4) 塗擦患者には、必ず含嗽劑を與へらるゝを常と致し升、水銀劑の中毒直に口中に現るゝものです。

(5) 食物は酒精、油物等を、除くの外は、軟く消化易き物は何にても差支へなく、食器は必ず熱湯を以て洗ふを良といたし升、此患者の使用せし半ヶチ布、手拭ひ等は、曹達湯を以て消毒し、清洗するを良といたします、患部に附し、糊帶品等は、凡て焼却するを良といたします。

此微毒性疾患たるや、何れも不道德の結果として現るゝものなれば、我等其看護に従事することを忌と雖も、舊慣脱せざる今日、道德の何物たるを知らず、遂に此疾ひを受る者もあり、看護を以て天職を奉ずる上は、これが看護の任にあたり、外部の殺菌を實行すると同時に、内部の疾ひ、乃ち精神の腐敗を除き、靈肉共に快復するの明術を施せば、看護婦の力あづかりて、亦大なりと尊稱さるゝにいたらん。

第六十九 眼炎(ブレノレ)看護法

一此疾ひに罹るは甚しきは一二夜に明を失ふことがありますれば決して輕々に做すべきではありません。

患者を清潔なる一室に入れ、窓を閉ぢ日光を遮り稍々顔を傾け、病眼より排泄する膿液の健眼に入らざる様或は健眼を豫防の爲覆ふこともあります。

こは甚しき傳染病にして其病毒諸物に附着し、或は膿の分子空中に飛散し他人の眼中に竄入するに由りて感染いたします。

治療は醫師の司る處ですが、其繻帶品及び排泄に物觸る時は必ず石鹼を以て手指を洗ひ石炭酸又は昇汞水にて消毒し清潔に致さねばなりません。

此眼病には、醫師の命により、稀薄なる昇汞水(一萬倍)を以て、吸入器應用噴霧法を施す事もあり、升、病眼は腫脹甚しく、自己で開き兼ますれば、看護婦是を開きて、眼中に藥液の入いる様に介輔せねばなりません、斯くの如き場合に於ては、看病婦の指は殆ど微菌中にあるのです、充分消毒いたさねばなりません。

此外傳染病もあります、餘り手がけざる分は記しません。

第三編 普通内科病

第七十 腦膜炎看護法

一此疾ひは主に小兒に來るのであり升。

前兆として嘔吐あり、惡寒、發熱、痙攣等を以て始め、牙關緊急、顔面異貌を呈する等、四肢攣急し、頸筋強直し、精神朦朧、或は人事不省となるものもあり也。

看護法、患者を空氣の流通よき室に入れ窓かけを以て暗くなし、他室の音聲の聞へざる様極安靜に仰臥させ、氷罨法を充分に施すのです、氷を細く碎き、厚き袋様の物に入れ上より金鍬でたつき、極く細くなりし物を氷枕に入れ、空氣を驅除して平になし、小兒の頭下に置き、同じく細く碎きたる物を氷嚢に四分一位入れ、空氣を驅除し、頭部全部に貼する様上より垂

下する紐に結び、充分に冷すのです、氷嚢一個で充分ならざる時は、二ヶ、或は三ヶにても、全部へ當らねばいけません、痙攣烈しき時は、抱水格魯刺兒の洗腸を施さるゝ事もあります、又腰湯療法を良といたします。

腰湯の仕方は、肺炎の小兒と同様ですが、胸部濕布がないのと、又此患者は飲食が出来ません、故に腰湯の際、滋養洗腸をいたします、浴後直に)

而して此の疾ひは腦に充血する爲め、全身冷却いたしますれば、溫罨法の仕度を要します、足部は湯婆容器によりては、巴布を貼する事もあり升、此患者の頭部冷却法は、實に熟練を要します、冷法少し緩めば痙攣を起し、又餘り冷すぎる時は、小兒の事として口中まで冷て、舌で乳をからまれざる様になります、故に看病婦はよく注意して、體温と頸引をせねばなりません、四十度前後ある時は、充分に冷却せしめ八度前後ならば、其幾分かを緩めねばなりません。

頭部を充分冷却する時は湯婆を入れても甲斐がありません、全身冷却してある上尙冷却する様に感じます、此際母の懷中に抱きて温めるを第一といたし升、是は私の實驗上確信する處です。

第七十一 腦溢血看護法

一此疾ひは主に五十才餘の男女に多く、厠又は浴室等に於て急に眩暈して倒るゝものであります。

腦の血管一部破れて出血するものですから、極めて靜なる室に頭部を少々高く褥を敷き、安靜に仰臥させ、腦膜炎の小兒の冷却法と同じく、上下より充分冷却するので、左の手足不隨意の時は、頭部は反對に右の方を充分に冷却し、若し右の手足不隨意の時は、前と反對の處置を取るを法と致します、然し發病當時は、全頭部を充分冷さねばなりません。

内服藥としては、下劑の用ひらるゝものなれば怠らず與へねばなりません、而して屢々浣腸を施します。

人事不省なる時は、兩便失禁するのですから、濕らざる様に注意致さねばなりません。

食物嚥下作用なき時は、滋養浣腸をいたし升、漸次快方に趣き、手足不隨意の時は醫師の命により電氣療法、マッサージ、入浴法等を施します、何れも神經を刺戟し、血液循環をよくするので、怠らず施さねばなりません。

凡て腦病患者は暗き靜なる室に入れねばなりません、とは腦神經を刺戟せざる爲めです。

第七十二 心臟病看護法

一心臓は、身體生活機中最も大切な器械でありますから、特に大切に致さねばなりません。心臓病には實に種々の種類がありまして、たやすく其容體を説明する事が出来ません。初め心臓部非常に疼痛ありて患部を下になし安靜に休息するも、全身より冷汗を流し、殊に音響の耳に入るを嫌ひますれば、無言無聲にて唯其痛の鎮靜を待つのみです。又或る人は同じく心臓病にして、あらゆる國手方の治療を受けられしも更に其効なく、不歸の客となられました。一日三四回位づゝ、心動烈しく、呼吸息迫し十五乃至廿秒位にして鎮靜いたします。發作するや直ちに時計を手に取るも一分間充たずして止みますれば、一分間の數を算へ得ませんでした。精神に異状なく、發作間は別に苦痛もありません。唯衰弱せらるゝのみであります。

是等の看護法は如何になすべきかを知りませんでした。が、醫師は唯勉めて安靜にとの事でした。中々人の申すことを用ひらるゝ方でありませんでした。したから床中に起きて胸側にかゝりたり、又立ちて西洋便器にかゝりたりいたされました。

(1) 普通心臓病の看病は、出来る丈安靜を主といたし、升病狀によりて醫師の命あらば、心臓部を冷却する事もあります。

(2) 食物は軟き物を良といたします。浮腫ある時は牛乳を多量に用ゆるを良といたします。

(3) 兩便は床中にて取るを良と致します。

(4) 此疾ひの爲めに全身浮腫を來す事があります。身軀倦怠、胸苦甚しきものです。から、臥床は胸部より頭部を漸次高くなる様に敷き、四肢の浮腫ある處を靜に心臓部に向つて按摩するを良といたします。心臓機關不充分的爲め、靜脈血の歸流不完全なのです。

(5) 牛乳は血液循環をよくし、利尿の効あるものですから此病人に對し、適當の滋養飲料であります。

(6) 心臟病は入浴を禁じますれば、全快して后も醫師の許可あるまで入湯はいけません。

第七十三 急性肺炎

一、急性肺炎は、患部を充分冷却するを良といたします。三日乃至四日位にして下熱するものであり升

然し、下熱せしと云て、直に氷嚢を除去すれば、又直に元に歸りますから、漸次に減ずるのが良ふ御座ひます。譬ば、四個かけてある時は、二ヶ減じ、又一ヶと、順次に除去するので御座ひます。而して体温に注意いたさねばなりません。

(1) 食物は熱のある間は、流動物を良といたしますが、下熱後は消化器の疾ひでありませぬ故に、何にても軟き物を與ふるれば良しふ御座ひます。

凡て胸部に疾ひある者は、胸廓の開く様に仰臥させ安静を旨といたします。すから、高熱の時は兩便とも床中で取るを良といたします。下熱の後には静に歩行しても差支へありません。

(2) 胸部を充分冷却するには、大の氷嚢后部に一、前に二ツ位へかける事もあります。右様の場合には、腋窩に於て体温を計るも無効です。股間にて測定するを法といたします。而して僅の時間も氷嚢を離すは大なる不利益で御座ひます。

一、小兒の肺炎は、腰湯を第一といたします。

腰湯の方法、肺炎の小兒を腰湯させんとする時は、温湯を床側に仕度なし、醫師の命あらば食鹽少々を加へ、湯の温度は、小兒の常に入浴するより少

し熱き位を良といたし升(看病婦が臂を入れて少し熱き位の温度)

小兒の衣服を緩め、胸部の温布帯を採り、西洋手拭にて腹部より下は全部を覆ひ、頭部に氷嚢を貼せしめ、母又は女中にて常到手慣れし方に抱へさせ、腰部の西洋手拭にて包みたる處を看病婦保持し、頭部の氷嚢の落ちざる様注意し、靜に盟の内に入れ四五分間にして面部、殊に前額部へ發汗しますれば夫れを度として湯より上げ、腰部を包みし手拭を除き乾きたる大のタオル、又は軟きフラネルにて腰部を包み、重病人なれば乾拭なし、其儘新たに仕度せし褥中に寝せ衣類に附して仕度せし湿布帯の上に小兒を寝せ、緩く湿布帯を施し、腰部のタオルは其まゝ、衣類の前を合せ、靜かに安眠いたさせます、頭部は怠らず冷却いたさねばなりません、腰湯の爲胸部の充血を下るのですから、呼吸大に快復し、一二時間安眠する物です、一日三回施すを法といたしますが、屢々呼吸息迫を起す患者には、三四

時間毎に施す事もあり升、そは醫師の命を奉じ升、小兒の肺炎又は腦膜炎に對する腰湯は、極めて良好の成績を得る事は、實驗上確信する處です、然ながら其方法宜敷に叶はざれば、反て害あるとの説です、湯の温度と、入浴の時間とを、注意せねばなりません、乃ち注意周到なる看病婦の司どる處です、小兒の胸部湿布帯は、屢々交換するは不利益です

(2) 氷嚢を其湿布の上より軟く置きます、これ第一の仕方です、湿布の乾かざるのみか、安靜の爲め最も要用であり升、然れば氷が解ても濕を與へますれば、湿布のため大なる効を奏します、但し小兒の胸部湿布は堅からざる様注意を要し升

(3) 小兒は最も安眠を主といたしますから、安眠中は、湿布も氷嚢も、交換せざるを良といたし升

(4) 呼吸困難、又は咳嗽甚しき時は、醫師の命により、吸入法を施す事もありま

す、吸入器は餘り近からざる様適宜の處に置き呼吸に差支へなき様施さねばなりません(吸入法は前に委し)

(5) 小兒三十九度ある時は、何疾ひに限らず頭部に氷嚢を懸るを法といたします、殊に急性肺炎等にて熱ある者を其儘になし置く時は直に腦膜炎を起しますれば、注意いたさねばなりません、小兒に初より強く氷嚢をあてるに堪ざる時は、濕りたる手拭を以て頭部全體を覆ひ、其上より氷嚢を貼し、慣に從て充分に冷します、氷嚢紙製は丁度よくありますが膀胱製は冷すぎますから小兒には充分注意を要します、

(6) 便秘する時は、醫師に請ふてグリヌリン浣腸を施すを良といたし升(但し水と等分のもの)

第七十四 氣管枝加答兒看護法

一、感冒をこざらして多く、此症を起し升、而して小兒に多くあります

空氣流通よき室に入れ窓を閉ぢ、外氣を入れざる様になし、蒸氣を立たせ、室内空氣を濕潤しつじゆんならしめ吸入法を施行し、咳嗽を防がねばなりません、病室の溫度は六十二三度を良といたします、胸部に濕布帶を纏まとりたします、高熱の時は頭部に冷却法を施します、咽喉加答兒ある時は、頸部に濕布帶を用ひます、又咽喉塗布をいたします、

食物は普通軟き物を食させます、此病人も腰湯施をすを良といたします、腰湯は浴法欄に委し、小兒肺炎の坐浴法と同じです、氣管枝加答兒は肺炎を起し、又肺結核を誘起ゆうきするとの説ですから、直ちに治療致さねばなりません

第七十五 肋膜炎ろくまくえん 胸水并に腹水穿手術看護法

一 肋膜は肺を包みて居る大切の膜です、而して此膜に、炎症を起すのですから、これも早く治療をせぬと、肺結核の恐るべき疾ひを誘引するとの説です、此疾ひ輕症の者は左程でもありませんが、重症者に至りては、惡寒、發熱、脈細數、体温四十度を超る事もあります、其經過に至りても、單純肺炎より餘程不良です、病室は廣き温き空氣善良なる處を以て之に適て、食物は、滋養流動食を與へます、併し輕症の者は流動性には及びません、胸部頭部は充分に冷却法をなし、又は醫師の命により温濕布を施す事もあり升

内服藥としては、主に發汗劑を與へらるるものであります、又皮下注射を施し、發汗させる事もあり升發汗法を施さしむ時は、衣服の交換に注意し、濕りたるものを其まゝ置くが如きことなき、様いたさねばなりません

胸部痛ある時は、沃度丁幾を塗敷する事もあり升此疾ひは、呼吸息迫甚しきものですから、胸廓の開く様に床を敷き仰臥させます、胸水多く、穿手術を施すこともありす

(1) 其時はよく其部を石鹼にて洗ひ、清拭なし、石炭酸水に浸せしガーゼにて、防腐繃帯を施し次に

(2) 醫師の命ぜらるる、器械の仕度をいたします

ブンクチヨンス、ナイデル、と申しまして、穿手術用器裝置が出来て居ります、此器は兩方に護謨管の附屬するものと一方にのみ付くものとあります、が、何れにても器械は一度熱湯にて消毒し、再び石炭酸水中に浸し置き、手術に際して、微温湯に入れ、藥液の刺戟を防ぎます

(3) 手術の際は手術器の外防腐ガーゼ、沃度吻護伴創膏繃帯等の用意なをし、大のメートル、又は金盞等を備へねばなりません、手術前赤酒少々を飲ま

せ、血液循環を良くし、白布を以て眼面を覆ひ、位置は醫師の命に従ひます
 が普通平常のまゝ仰臥するを良といたします。
 患部は法に従ひて消毒し、醫師の術を施さるゝや、靜に抜き取る針と共に
 胸水は護膜管を通じて大のメートル硝子に排泄いたします、然れば此術
 を施すには、臥床でなければいけません、若し臥床のない場合には膿盆様
 の平らの器に、排水を受けねばなりません
 術終り針管を抜き取るや、直に防腐ガーゼを以て其穿孔を壓迫し、適宜に
 切し、伴創膏の中央に沃度吻護を付け、穿孔に貼附し、上より防腐濕布ガ
 ゼを貼し、胸帯を以て押へます、壓迫を要する時は巻軸帯を用ひます
 腹水病の穿手術と別に仕方は變りません、唯針が太くなります、位置は起
 坐の儘後によりかゝりを拵へ、其へ倚らせ、手拭を疊みて眼を縛り、七尺以
 上の白布を巾のまゝ、腹部を一廻し、後ろにて交叉し、左右の看護婦其端を

とり、他手にて腹部を徐々と壓し、排水中は油断なく其手を緩めざる様
 いたします、此白布を以てしめるのは、腦貧血を防ぐためです、若し排水多く
 氣分悪しき容態なる時は、術中赤酒三十乃至五十瓦位飲用いたさせます、
 手術終れば穿孔は沃度吻護ガーゼ及び伴創膏を貼し、濕布ガーゼを四五
 枚あて、法に従ひて巻軸帯を纏絡いたします、手術後は一層安靜に床中に
 寝せ、疲勞を感ずる時は、赤酒或は鹽里母を與へます
 若し繃帯にしみ出すことある時は、醫師の指揮を乞ひます

第七十六 胃病 || 胃痙攣 || 胃潰瘍 || 胃癌 || 吐血

一、胃は消化機關の本部とも申すべき大切な處です
 然れば生活機は凡て、胃の作用に依りて養はれて居る様のもので、胃は
 作用の烈しき處、病ひも多くあります

(1) 單に胃弱の人は輕き、軟かき食物を食し、適當の運動をするを良といたします。醫師の命に由り電氣療法、マッサージ法、胃洗滌等施すこともあり、胃洗滌を施す時は、食物は流動性でなければなりません。固形物を食する時は、胃の爲悪しきは勿論洗滌器及び護謨管に停滯いたし升、

(2) 胃痙攣、胃痙攣は食物の爲め、又は精神感動に由りて起る事があります。疼痛甚しく煩悶する時は、湯を鉢又は金盞に取り、西洋手拭、又は脱脂綿にて、も軟かく且つ温の保てるものを其中に入れ、絞りて、患部に當て、上より不透性不透性のものにて覆ひ、交換しつゝ、温めます。尙ほ痛み烈しき時は、醫師の診察を乞ひ、皮下注射するを第一といたします。注射後も尙ほ患部を温め、又身體全部を温めるを良と致し、升芥子泥芥子泥を貼するもあります。又坐浴は良効を奏します。

又皮下注射後嘔吐するものがありますが、決して心配には及びません。一日又は一晝夜位で収まります。これは莫比モヒに弱き人であり、升嘔氣ある内は、安靜を保たねばなりません。

(3) 胃潰瘍原因は知りませんが、兎角消化の悪い容躰を以て來ります。四十餘才の人に多く見る所です。初め食物消化悪しく、少しく痛みを感じたり又は嘔吐を催したり致します。醫師は試験の爲め洗滌せらるゝ事もあります。吐物は、停滯物ていとうぶつ胃液の外、煤色のものを吐出したし、升又少々血液を混ざる事もあります。又吐血する事も在升食物は勿論流動物ですが、進まざる物を食すれば吐します。故に本人の好むものを與へねばなりません。而して一度に多量食するはいけません。牛乳又はアイスクリーム等、三時間毎位に用ゆるを良といたします。此疾ひも主に不治の疾ひですから、病人は兎角心が勝れませす。是を慰い解かいせんとするも、到底ちうてい智力ちりきで及びません。誠意誠心看護の任務を全ふし、せ

めてもの慰めといたします

(4) 胃痛、此疾ひは胃病中の最も難症にして實に困難の疾です、重症に至りては、水も薬も更らに收まらざるのみか食物を食せざるも嘔吐し、又胃部の痛みに堪へません、醫師の命に依りて皮下注射を施す事もあります、唯痛みを抑へるのみにて、時過ぐれば又痛み、身軀益々衰弱し後には吐糞とんげんとも申すべきか、一種異様の物を排泄いたします、當時は腹部を開き、胃を摘とぎ出し、食道と小腸を縫ひ合せ良好の成績を擧らるゝ事もあります、食物は勿論流動性の物でなければなりません、又全治後何年の健康を得るか、経験がありません

(5) 吐血は種々の原因があります、主に飲酒が誘引いたします、此の患者を見たる時は直ちに静かなる室に褥を敷き、水平に仰臥させ、患部を充分に冷却致さねばなりません、此疾ひは、嘔氣がありますれば、出来る丈安靜

にして又脳神経を刺戟せざる様になし、熱ある時は頭部も冷却いたし、升食物は冷たき流動の物を少し與ふるを良といたし、升勿論嘔氣ある時は禁じます

薬も一度に一回分與ふるはいけません、一回分を二回又は三回位に少しづつ與へます、嘔氣強き時は怠らず、頭部、又胸部を冷却せねばなりません、足部は充分温めるを良といたします、湯婆を用ゆ、便通に注意し度々浣腸するを良といたします、兩便とも床中に取らねばなりません、仰臥にて尿の排泄困難なる時は、止むなく、チラトニ氏カテーテルを用ひねばなりません、疾ひは咯血より尙ほよくありません、注意周到醫藥の効を奏し全快を得ば實に僥倖じやうしやうの次第です

第七十七 腹膜炎看護法

一此疾ひは種々の原因によりて來るのでありますが、主に腸の異常によりて發します、内科的腹膜炎に急性慢性の二種あります、

又外科的腹膜炎は手術の後に來るのであります、昔日にありては防腐の不完全の處より、往々此疾ひは起されし事もありましたが、當時醫學は世に先ちて進歩して居ませば、近年に至りて外科的腹膜炎あるを知らず、實に僥倖の次第です

- (1) 内科的急性腹膜炎は、初め腹痛非常にして、熱發三十九度以上、四十度に至る、腹部緊脹し、觸診する能ざる痛みあり、
- (2) 看護法、靜かなる室に褥を敷き靜かに仰臥させ、鐵狀架を以て夜具を支へ、腹部疼痛部へ氷嚢を貼し、高熱中は頭部へも氷嚢を貼します、
- (3) 醫師の命により腹部へ塗布藥、又は藥液濕布帶をかけ、又は水蛭を貼する事もあります、

(4) 腹部疼痛烈しき時は、命によりて皮下注射を施す事もあります

(5) 食物は滋養流動性の物を良といはし升

此疾ひは疼痛烈しく、大に衰弱するものであり、升重症に至りては一時間數回發作性疼痛痙攣症を起し、見るに堪へざる状態を呈するものであります、幸ひ醫術は進歩して居りますれば、早く治療を乞はば、短日を以て全快せられます

(6) 何病人に限らず重症者には見舞人を禁じますが、特に痙攣症の人に於ては一層神經感動を禁じます

(7) 病人快方に向ひし時は、腹部を温めねばなりません、醫師の命ずる藥液、又は酒精を温めて、腹部温濕布帶を施します、温濕布を施す時は必ず綿を充分に當て、温氣の保つ様いたさねばなりません、而して上より懷爐を貼します

(8) 多くの病人は熱の分利期に於て、發汗いたします故に全身洗拭法を施すを良といたします、前條洗拭法欄に委しくありますが、夜具蒲團も覆ひあるまゝ施さねばなりません、大病人の快復期は最も大切の場合ゆゑ、身體を害する機の不注意ありてはいけません、

(9) 下熱後一週乃至十日位にして、坐浴を施し順に入浴いたさせます

(10) 食物は其發病の原因によりて、醫師の指揮があれば其命に従ひます

(1) 慢性腹膜炎

一原因は知らず腹部膨滿、胸若しく、熱温平熱又は少々高さものもあります、食機不進偶々腹部に痛みある事もあります、醫師の命により薄荷グリスリン又は肝油の塗布否温布帯を施す事があります、安静を良といたしますが、慢性は急性の様ではありません故に醫師の許可あれば、室内位は運動する事もあります、又便所へも一人行かれます

第七十八 盲腸炎看護法

一此疾ひは、食物或は便の停滯する所より、發するとの説ですが、生來腸の健全ならぬ人に多と考へます初め、盲腸部に、壓痛あり、熱温昇騰、脈頻數となり、身體倦怠、頭痛烈しく、遂に床中に横はる様になります、又極急性のものは、腹部非常に痛み、便意あるも速かに排便なし盲腸部初め腸全部に痛み觸診する能ず、直ちに軟かさ蒲團を敷き、水平に寝せ、盲腸部、及び頭部にも氷嚢を貼し、充分冷却法を施し

(1) 位置は安静に仰臥させ、鐵狀架を以て夜具を支へ、盲腸部の氷嚢を之に結び付け、幾分の壓を防ぎ、又移動を防ぎます

(2) 食物は流動性の物を與へ

(3) 腰部は、痛ぬ様空氣蒲團又は、薄木綿にて軟かさ小さき蒲團を幾枚も新調

して、腰下に挿入し度々交換するを良といたします、黒き護謨布を以て製するを第一と致し升

(4) 又氷嚢の爲め背部の濕めらざる様、六尺五寸許りの白布を二ツに折り、其中央に軟かき綿を入れ、腰部より脊部にかけて敷き込み、其兩端を前に廻し、腹前の氷嚢を覆ひます、冷却部は、冷ゆるを良といたしますが、害のなき限り、温を保せるを良といたし升而して腹帯が濕りたる時は交換いたします、氷嚢交換は夜具を剝ずして、其儘交換する様習慣を付ねばなりません、空氣の入りぬ爲めです

(5) 兩便挑泄不充分的時に直ちに醫師に報じ、洗腸の仕度をいたさねばなりません

(6) 幸ひにして熱分利いたしますれば、醫師の命により塗布薬、又は温罨法を施します、腹液温濕布の際に、何薬にても醫師の與へらるゝものを、金盥又

は土鍋に入れ、温め、其中にガーゼ或はリント布を浸し、堅く絞りて、腹部全體を覆ひ、法に従て腹帯を用ひます、若し腹帯盲腸部を外れんとする時は、腹帯の下縁に、股帯を附着します、

(7) 快復期に至りては坐浴法、マッサージを施さるゝ事もあります、血液循環をよくし、神経の動作を催進させるのですから、良法であります

(8) 快復後食事は充分注意いたさねばなりません

(9) 便通なき時は直ちに醫師に報じ、指揮を仰ねばなりません

第七十九 腎臓炎看護法

一腎臓は、血中にある無用の水分を排泄する機械ですが、疾ひの爲めに血中の水分を分泌する力なく、遂に全身に浮腫を來するのであります、

(1) 位置は半臥又は高枕にても病人の好に従つて作ります

(2) 食物は、牛乳を多量に與ふるを良といたします

牛乳は血液の循環をよくし、利尿の功著しとの説です。此疾ひには、牛乳を薬として與へらるゝものであります。一日千瓦以上、二千瓦又は其餘でも、本人の堪へらるゝ丈與ふるを良といたします。私は此疾ひの看護に従事し、良經驗を有します。今より丁度二十年前でありました。十三才の女子にして、腎臓炎の重症にかゝり、全身浮腫、蒼白色を呈し、顔面は漸く目を開き得る位でした。胸部より腹部にかけて膨滿甚だしく、腰部より足部は脹り切れぬ許りでした。故に醫師の命により、頭部と同等位に足部を高くして置きました。爲めに臀部より上腿の弛脹實に醫へよふがありません。外陰唇は、男子の睾丸に比するも、尙ほ大にして腫起して居ました。故に股間は大いれ、撒散末を撒布して置きました。音聲實に微かにして、呼吸細數多少息迫あり、實に哀れなる状態でありました。尤もベルツ教師が長からぬ命

を印されし後ちてした。私は此時卒業して始ての病人でしず、私が撰拔せられて、此附添を命ぜられました。當時の感想は、實に死を以て此病人を救はんと神に祈り、天の祐助を仰ぎました。十二月十五日より附添、それより一月四日迄、尿一滴も排泄なく、大便にみ晝夜に五六回づゝありました。内夜四回位でした。其當時は如何なる大病人でも、附添二人と云ふ例がありませんでした。から晝夜二人にて看りました。然れば、夜分寢る時は病人の微かなる聲は、到底耳に入るまじと思ひ、敷蒲團を疊みて下に敷き、夜具を身體に纏ひて坐し、病人の眠りし時は、病人の眼前に頭を置いて眠り、病人の醒覺する時は、醒めて慰むると云ふ様に、注意して居ました。看護法として別にむづかしき事もありませんでした。が、薬と思ひて牛乳を充分に與へよとの醫師の命でありました。から、病人が嫌ふのを説ひて、一日漸く六百瓦位を七八回位に與へました。

大病ではありましたが、皮膚の排泄は大切な事と思ひました故、適宜に洗拭法を施行いたしました

初めは中々申す事をさかず、洗拭法をこばみましたが、私も身命献げ居る位の場合病人の申す事のみ聞いて居られませんでした故に腎臓機能の大略から皮膚が如何なる關係を有するかを述べ、私は學びし通り看護する故、任かせて呉るゝ様申しました、其病人は女學校の生徒にして一通り教育ある者でしたら、其後は決して私のする事をこばみませんでした。十六日間少しも横になりし事なく、一時間とも安眠し得ざりし結果、翌年一月元旦、頭ら重く漸く病床に侍するのでありましたが、後なほ長き病人なれば任を全ふせざる中、倒るゝ様の事ありてはと病人に相談し三時間の休息時を乞ひしに、幸ひ二日は祖母と友人とが來るとの事でしたが、大病人ですから、私の附添ふ以前附添ひ居たる看病婦を頼み、手も揃ひまし

た故休息せんと思ひしに、病人は目を泣き脹らし、兩眼更らに開き得ず、目も當てられぬ風情でした、私は決心し、斯くまで病人の慕ふもの倒るゝ時は共にと思ひ休息するを止めました、祖母の教訓、友達の慰藉にて、遂に二時間の休息時を與へられました、別室に引き、未だ眠りつかざる中に四時の時計に驚き起きんとするや、病人の迎ひは來る、一睡もなさず出勤いたしました、夫れは一月二日の午後四時

四日の午後三時頃排尿一〇〇程ありました、私の喜びは今尚ほ記憶に存します、其排尿を主席看護婦に届けしに、一日三十瓦位づゝも排尿がなければ、あの浮腫は取れませんかと申されました、夫れより日を追ふて一千瓦二千瓦、三千瓦と一月九日、青山博士の出勤當日までに、始ど常人と同様の腹になりました、本人は勿論醫局でも満足せられました

弱年の事として日毎に快方し、其月廿五日は大學寄宿舍出火の爲め、學生諸

子負傷入院せられしを以て、看病婦の不足を生じ、私は志願して其看護に従事いたしました。が最早や其時は自由に兩便共剛に行く事が出来ました。退院は二月廿一日、其後益々健全に復し、今は醫師の奥様で、子達四人、當時滿洲に在職して居られます。

第八十 癱瘓質斯看護法

一此疾ひは、感冒或は身軀過勞、濕潤等に由て起るとの説です。此疾ひを區別して、筋癱瘓質斯關節癱瘓質斯の二種といたします。而して、又急性、慢性の區別があります。

筋癱瘓質斯は、疾ひに罹れる、筋肉強剛となりて疼痛を覺え、軀温は、三十八度位です。

關節癱瘓質斯は、大熱を發し、軀温四十度前後にして、關節腫起發赤して、疼

痛甚しく其極度に至りては殆ど人事を失ふ位です。

此疾ひは往々心臟病を起し、危篤に陥ることがあります。以上の疾は共に褥中に於て温保し、發汗劑を與へ發汗させるを良いといたします。殊に筋癱瘓質斯に於て最も良しいといたします。

關節癱瘓質斯は、醫師の命により、患部濕布帶を施し、又氷嚢を貼し、副木を當る等、種々の療法がありますが、病症にもよらんが私の實驗によれば、温療法を良と信じます。小妹幼年の時此疾ひに罹り、左膝關節炎でしたが、發作性に疼痛甚しく、人事を失ふ様でありました。

其頃は、勿論漢法でしたから、細挫せし藥葉を袋に容れ、金盞に入れて湯を注ぎ、火鉢にかけ、絶ず患部を温めました。其れが慢性となり、時々起る事がありました。が、手療治位で癒り、升故別に心に留めませんでした。今年、關節、合併全身症に罹り、加ふるに心臟瓣の不全閉を起し、全身浮腫し、患部の

劇痛、四肢の倦怠、僅か五分間安静を保つ事を得ず、側臥、仰臥と轉じさせて貰ひしも、全身の疼痛、苦悶を忍ぶ爲か、生活機能、凡て衰弱し、既に人事を失ふかと思ひました。到底此痛みを堪へ得べくも思はれませねば、灸治療法を試んと思ひ、自ら命じて灸醫を頼み、灸點を、あるし四日間、焼きつけました。其灼熱の刺戟により、生活機能、催進し、醒覺いたしました。然し患部の痛みは、癒へざるのみか、下腹筋に異様の痛みありて、壓痛甚しく、主治醫の診察の結果、マッサージの療法を命ぜられました。其功著しく、下腹筋の痛みは一週間位で治しました。内服薬として、實莖、沃刺の水劑、アスピリンの散劑を與へられました。外用薬として、イヒチオール塗布、食鹽水溫法を施し、又注射法を施行いたしました。身軀非常に冷感がありました。故、溫暖なる時候にも拘はらず、湯婆、又は懷爐を以て、溫め通しました。こは重症中二十日間位と思ひました。

就褥十五日間位は、晝夜一睡も致されず、痛み通しました。薬の爲めか、發汗甚しく、毎日衣服の交換數回、西洋手拭五六本、床の側に備へ置き、交るゝ拭ふて貰ひました。實に其手数は容易でありませんでした。其發汗と同時に、四肢に皮疹を發し、搔痒甚しく、自分の手足は、繃帶で縛せられて居ります。故、他人の手に由て搔きました。就褥後十五日間位にして、生命は取り留めしも、四肢の關節並に、筋の強剛は、依然として疼痛を覺えました。故にマッサージと、注射は、怠らず施しました。快方に向ひました。毎朝醒むれば、兩手、肘關節より先は、自身とは覺えず、強剛甚しく、別に痛みはありませんか。更に自由になりませんでした。二十分乃至三十分位、按摩して貰ひ、漸く自分の手なる事を感じ、升殊に身軀中麻痺がありました。故、マッサージは、爽快を覺えました。毎日十時に來るのが、待ち遠ひ位ひてした。初めは關節疼痛丈を残し、筋の強剛部を按摩し、後ら、徐々と疼痛部も施されました。身軀

一つの異状も残さず癒えしは全くマッサージの効驗なからざりしと信じます此の法を施行せし事は八十四日就褥百日間にして全治するの光榮を得ましたは醫藥其功を奏せしは勿論此の難病を看護せし人々の心配實に容易でありませんでした初め苦痛を見せざりしも既に意識も絶えなん場合同情に堪へ得ざりしか床側に堪ず自分病床に横はる者もありました今更感謝に堪へません大患後の衰弱を補はん爲め生國那須の温泉に入浴し残る手足の輕剛を癒さんと思ひしも貴重なる光陰を空しく經過するを惜しみ

廿有餘年間命と信じ天職を奉づる看護法を茲に書き死を決したる大患の治せし紀念と著し卒ぬ

明治四十年十月廿三日

附 錄

日誌記載例

明治年月日	病名	體溫	脈膊	藥用	飲	食	大便	姓名	摘
前七時 三六、六	前七時 一一〇	前七時 一一〇	前七時 御水藥	前九時 牛乳二〇〇、〇	軟便 中量				昨夜十時頃迄は御咳嗽烈しく御咯痰多し 一昨日夜より御安靜に就眠遊さる 今朝に至り非常なる御發汗あり、御身體御勞遊さる、御咳嗽烈しく御咯痰多きを以て鎮咳藥を呈す 其後稍々御輕快遊さる 午後三時 佐々木先生御來診
十二時 三七、〇	後四時 一〇〇	後四時 一〇〇	同十一時 御水藥	十二時半 ソップ少量 卯三個鳥肉拾片	小便				
前七時	後二時	後八時							

附 錄

後四時 三七、三 二二	十二時 二二	同六時 御水藥	合計 牛乳二〇〇、 ソップ少量 卵黃七個 鳥肉貳拾片 葛餅壹個 葛汁二〇〇、 〇	同十時一五〇、 〇	別に御變りなしと仰せら る
後四時 二五	同九時 御散藥	合計 牛乳二〇〇、 〇 同三時五〇〇 午後六時 同十時一〇〇、 〇	合計 五八〇、 〇	午後四時頃より御咳嗽烈し く御苦悶遊さる 御頓服藥を呈す後就眠遊 さる 同九時半 醒覺非常に御咳嗽あり爲 に鎮咳藥を呈す、後再び 御鎮靜	

用語

呼吸系用語

呼吸
鼻閉塞

呼吸困難

噴嚏(クシ)

呼吸息迫

咳嗽

鼻音

失音

喘鳴

血痰

嘔嘶(コエガシ)

息氣

消化系用語

食欲亢進

嚥下困難

乾嘔

腹鳴

嘈噓(ムネノ)

口渴

流涎

便秘

胃部重壓ノ感

附録

衄血

透明粘調

喘息

黄綠色

食思

食欲減退

嘔吐

膨滿

舌帶

吐血

吐瀉

水瀉

胃瘰(シヤ)

咯血

塊狀

淺表呼吸

肝聲

咀嚼

食氣不振

噯氣

吃逆

饑餓

醜酸

痲痛

下痢

胃痛

咯痰

膿性

窒息

シヤエンストノ呼吸

咬牙

煩渴(ノドカ)

惡心

吞酸(ゲツ)

食後膨滿

苦悶

血便

下血

胃部發責

二六七

裏急後重

腸痛

腸出血

粘液血便

粘液膿便

循環器

悸動

脈搏頻數

脈細數

心機亢進

溢血

不整

緩除

鮮血

疾脈

遲脈

徐脈

充實

充血

貧血

硬實

淺表

重複

結代脈

チヤノゼー

大理石狀紋理

神經及精神系用語

知覺麻痺

運動麻痺

半身不隨

裁難

癱急

癱瘓

播擲(ヒキツ)

角弓反張

汎發性痙攣(全身ヒキ)

牙關緊急(齒ヲ喰ヒ)

鈍麻

癱瘓(知覺運動共)

偏難(半身知覺運動)

昏睡(衰弱シテ眠)

失語(言葉正シカ)

人事不省

失神

精神逆上

眩暈

昏倒

精神發揮(ルノガセ)

惡寒

寒慄

精神朦朧

嗜眠、安眠

忘語

搔痒

吃語(ドモ)

奇痒

蟻行樣感

疲倦

疲勞

恩備心

厥冷

戰慄

震慄

煩悶

苦悶

脫力

強直

勁直

強結

神恩抑鬱

鬱憂

蟻走覺

疹痛

刺痛

灼痛

搏動痛

壓痛

鈍痛

肥厚

落屑

蒼蒼

無欲狀

上衝

熱覺

冷覺

覺風

皮膚乾燥濕潤

水腫

浮腫

發汗減少過多

冷汗

痴呆

附錄

死戰

頭內騷鳴

瞳孔散大

瞳孔縮小

泣涕

喜悅

笑

欠伸

咬牙

罵詈

嘴角

哆開

驚怖

醒覺

震顫

潰瘍

發疹

聽官及視官用語

重聽(キコハ)

耳鳴(ミハ)

錯聽(ガヘ)

幻視

差明(シマホ)

直視(ミツメ)

亂視(アマヤ)

弱視

夜盲(メトリ)

遠視

耳聾(ツン)

眼球震盪

斜視(ヤブニ)

複視(オホク)

錯視

全失明盲(ラメク)

近視

泌尿器用語

尿量減少

缺乏

尿量增加

暗綠色

尿線細大

螺旋狀

清澄、溷濁

尿失禁

褐赤黃

稀薄

滴歷

分裂、臭氣

不隨意排尿

遺尿

生殖器用語

白帶下

勃起

遺精

陰痿(勃起ニ反對)

水藥一瓦ニ付滴量比較

水

十六滴

稀鹽酸

十二滴

杏仁水

五十滴

油類

二十滴

酒精丁幾類

二十五滴

舍利別

十二滴

依的兒

五十滴

薄荷

二十五滴

藥量概略比較表

一磅

四六〇、〇

一匁

四、〇

一匁

三〇、〇

一合

一八〇、〇

附錄

瓦蘭謨量表

ミリア瓦	〇、〇〇一	千分一瓦
センチ瓦	〇、〇一	百分一瓦
デシ瓦	〇、一	十分一瓦
瓦蘭謨	一、〇	一瓦
デカ瓦	一〇、〇	十瓦
ヘクト瓦	一〇〇、〇	百瓦
キロ瓦	一〇〇〇、〇	千瓦
ミリア瓦	一〇〇〇〇、〇	萬瓦

流動性の食物

(一)牛乳 牛乳は流動性食物中凡ての成分を含有するを以て何品よりも營養になりますれば、一番よろしく御座います。用法も人々の好みによりて種々ありますが中には、純粹の牛乳を用ひらるゝ方や、香氣物即ち紅茶

珈琲、コ、ア、或は大麥の煎汁等を加味して用ゆる方もありますが、何れにしても上等の品を擇んで沸騰させ、少量の砂糖を入れて用ゆるを最良法と致します。又食鹽のみ少し入て用ゆる方もあります。

(二)肉汁 肉汁は適當なる肉片を雜（雑）と炙り、後器械にかけて搾るのであります。肉汁は、上肉一斤半より肉汁二〇〇、〇位は得れます。そして飲用せしむるには、この絞られたてのものが、其効最も著しく、他に食鹽又は胡椒少し入て用ゆる方もあります。

(三)ピフター ピフターは上肉一斤を細く切り、廣口の瓶に入れ、之に適量なる水を二三十分間後鐵瓶又は湯釜に入れて湯煎にいたします。尤も熱湯中に入るれば時として瓶の破裂する恐れあるを以て、微温湯に入れると安全であります。湯煎の時間は二時間にして、然る後絹漉にかけて絞るのであります。前に食鹽を少し入て味をつけます。而して、湯煎中動搖する

ことは慎まなくつてなりません。若し動搖しますれば溷濁を生じて、清澄なるものを得ることが難くあります。

(四) スープ スープは牛肉又は鳥肉の上肉或は骨附何れを問はず、鍋に入れて動かさぬ様、一時間半乃至二時間位水にて煮出し、食鹽にて味を附け、絹漉にかけて瓶に貯へ、病人の好みに應じて、與ふるを良とします。スープは滋養に富まずと或方々は云はれますが、茶碗蒸又は野菜煮に用ゆるときは、美味となりて多くの病人は之を好みます。

(五) 粥汁 粥汁は我國人既に其方法を知つても居り、且又熟練もいたして居りますから、半可通の事を申さぬ方がよろしいかも知れませんが、私が曾つて失敗いたした事もありますから、御参考までに記して見ませう。さてよく磨き漉した米一合に水五合位の割合に入れ、靜かに間斷なく火を燃し、充分煮たる後少量の食鹽を入れて加味し、粥汁丈を別の鍋に移し、食料

に供しおす。又粥汁を嫌忌する病人には、よく磨き上げた米を炒鍋又は焙にていり、狐色に焦げたる物を前の如くに煮て與ふるのて有升。又長病にて衰弱したる人に粥汁を與ふる時は、生海老又は剝身類を米と同時に煮込食鹽にて加味し、絞りにて共用に供するを良といたします。其他豆或は大根人參等を入れて、煮るもよろしきも、何れも米と同しく絞りにて用ひます。

(六) 味噌汁 味噌汁は如何なる病人にも有効なれば、能く摺り鯉節を細にけづり澤山投じて、葱又は大根人參等と同時に煮出し、汁のみ用るを良と致します。又何にても病人の好む魚を煮出して、用ゆるのも決して差支はありません。殊に鱈、鯉等は最も味噌汁をして美味ならしむものであれば、此等を用ゆるれば更に良くあります。

(七) 鯛 鯛は潮が一番よろしいから汁のみ病人に與へます。昆布を好む方は、昆布のだしにて鯛を煮出して與ふるは更に良とす。昆布は滋養に富ん

て居れば、魚に限らず何を煮出しても宜しくあります。

(八) 鶏卵 鶏卵は人及病症によりて、其白實は與へられません、併し黄實は

何病人が食しても、差支はなく殊に半熟は最も良くあります

(九) ミルクフリード ミルクフリードも諸病人に與ふるも良くありますが、除

り胃弱き方には不適當です。

(十) 葛湯 葛湯又は蕨粉湯等は、何れも害はありませんが、可成薄くして飲

ませるを良といたします、濃いとすぐ飽いてしまいます。

(十一) オートミル これは雑と煮て、牛乳と白砂糖とを掛けて食します、私

は至て好物です。

(十二) ブリン ブリンと申は牛乳にて煮たる御飯にして、これも白砂糖と

混じて陶器に入れ、更に西洋形の焔爐に入れて、上下に火を置いて煮るので

す。尚ひらつたく申せば殆どあまさけのもろみの様で誠に結構な者です。

東京府令第七十一號 (明治三十三年七月一日)

看護婦規則

第一章

第一條 看護婦ノ業ヲ營マントスル者ハ第二條ノ資格ヲ證明スベキ書願

ヲ添ヘ當應ニ願出免狀ヲ受クベシ

第二條 免狀ハ年齢滿二十年以上ノ女子ニシテ當應ノ看護婦試験ニ及第

シタル者ニ非ラサレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第三條 免狀ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ズ

第四條 免狀ヲ毀損亡失シタルトキハ速カニ再下付ヲ願出ツベシ

第五條 族籍氏名等免狀記載ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ七日以内書

換ヲ願出ツベシ

第六條 看護婦廢業又ハ住所ヲ轉シタルトキハ二十日以内ニ免狀ヲ添へ

附 錄

其旨届出ツベシ

但シ管内ノ轉居ハ免狀ノ下附ヲ要セズ、失踪又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免狀ヲ添へ届出ツベシ 但シ免狀ヲ添へ難キ事由アルトキハ其旨ヲ届書ニ記載スベシ

第七條 看護婦ハ主治醫ノ指示ヲ受クルニ非ザレバ治療ニ關スル手術又ハ投藥ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 看護婦ハ無免許ノ者ヲシテ代テ看護ヲ爲サシムルコトヲ得ズ但シ現ニ看護ノ方法ヲ指示シ一部ノ補助ヲ爲サシムルハ此限ニ在ラズ

第九條 看護婦ニシテ瘋癲白痴不具廢疾トナリ其業ヲ營ムニ堪ヘズト認ムルトキハ免狀ヲ返納セシム

第十條 本則ニ依リ禁止ノ處分ヲ受ケ二個年ヲ經過シタル者ハ其ノ行狀ニヨリ之ヲ解除スルコトアルベシ

第十一條 看護婦組合ヲ設クルトキハ其規約書寫ヲ添へ當廳ノ認可ヲ受クベシ

第二章 試験

第十二條 看護婦試験ハ毎年貳回十一月當廳ニ於テ舉行ス試験期日ハ毎回三個月以前之ヲ告示ス

第十三條 試験科目ハ以下ノ如シ ▲學說 (一)看護法 (二)解剖生理ノ大要

(三)傳染病豫防消毒方法 ▲實地 實地ニ關スル事項

第十四條 實地試験ハ學說試験ニ及第シタル者ニ就キ之ヲ行フ

第十五條 看護婦試験ヲ受ケントスル者ハ第一號書式ニ據リ修業履歷書

ヲ添へ願出ツベシ、試験願書ノ差出期ハ毎年四月及十月トス 試験願ヲ許可スルトキハ指令ヲ須ヒズ其願書ヲ受理シ許可セザルトキハ之ヲ却

下ス

第十六條 不具廢疾者並禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ看護婦試験ヲ許可セザルコトアルベシ

第十七條 看護婦試験ニ及第シタル者ニハ及第證書ヲ交付ス

第三章 罰則

第十八條 試験ニ關スル規定ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ無効トス

第十九條 看護婦ニシテ禁錮以上ノ刑又ハ本則ニ依リ科料ニ處セラレタル者其他業務上不正ノ行爲アリタル者ハ其業ヲ禁止シ若クハ二個年以内停止スルコトアルベシ

第二十條 前條ニ依リ看護婦ノ業ヲ禁止若クハ停止セラレタル者ハ二日以内ニ所轄郡區役所ヲ經由シテ免狀返納スベシ但シ停止ニ係ルモノハ其旨ヲ免狀ニ記載シ之ヲ下付ス

第二十一條 第一條第三條第七條第八條ニ違背シタル者又ハ第廿條ニ違反

シ又ハ免狀ヲ返納セザル者ハ二十五錢以上壹圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十二條 第五第六第十一ノ各條ニ違反シタル者ハ壹圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

第四章 附則

第二十三條 本會施行以前二個年以上看護婦ノ業ヲ營ミ本會施行以後六個月以内ニ出願スル者ハ當廳ニ於テ適當ト認ムルモノニ限リ試験ヲ要セ

スシテ免狀ヲ下付ス
前項ノ願書ニハ看護婦業務上ニ關スル履歷書(卒業證書アルモ)ニ其師若クハ醫師ノ證明ヲ得テ之ヲ添付スベシ

第二十四條 本會ハ官公私立病院ニ於テ使用スル看護婦ニ適用セス

第二十五條 本會ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス

第一號書式
看護婦試験願

住所(寄留ナレハ本籍)

氏名

生年月

明治何年何月看護婦試験相受度別紙修業履歷書相添此段奉願候也

追テ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト無之候又ハ何年何月何日何々ノ罪ニ依リ何處裁判所ニ於テ何々ノ刑ニ處セラレ候

年月日

右

氏名印

東京府知事宛

區長町村長(區村長ヲ置カサル者)ノ奥印

便器及尿器の取扱方

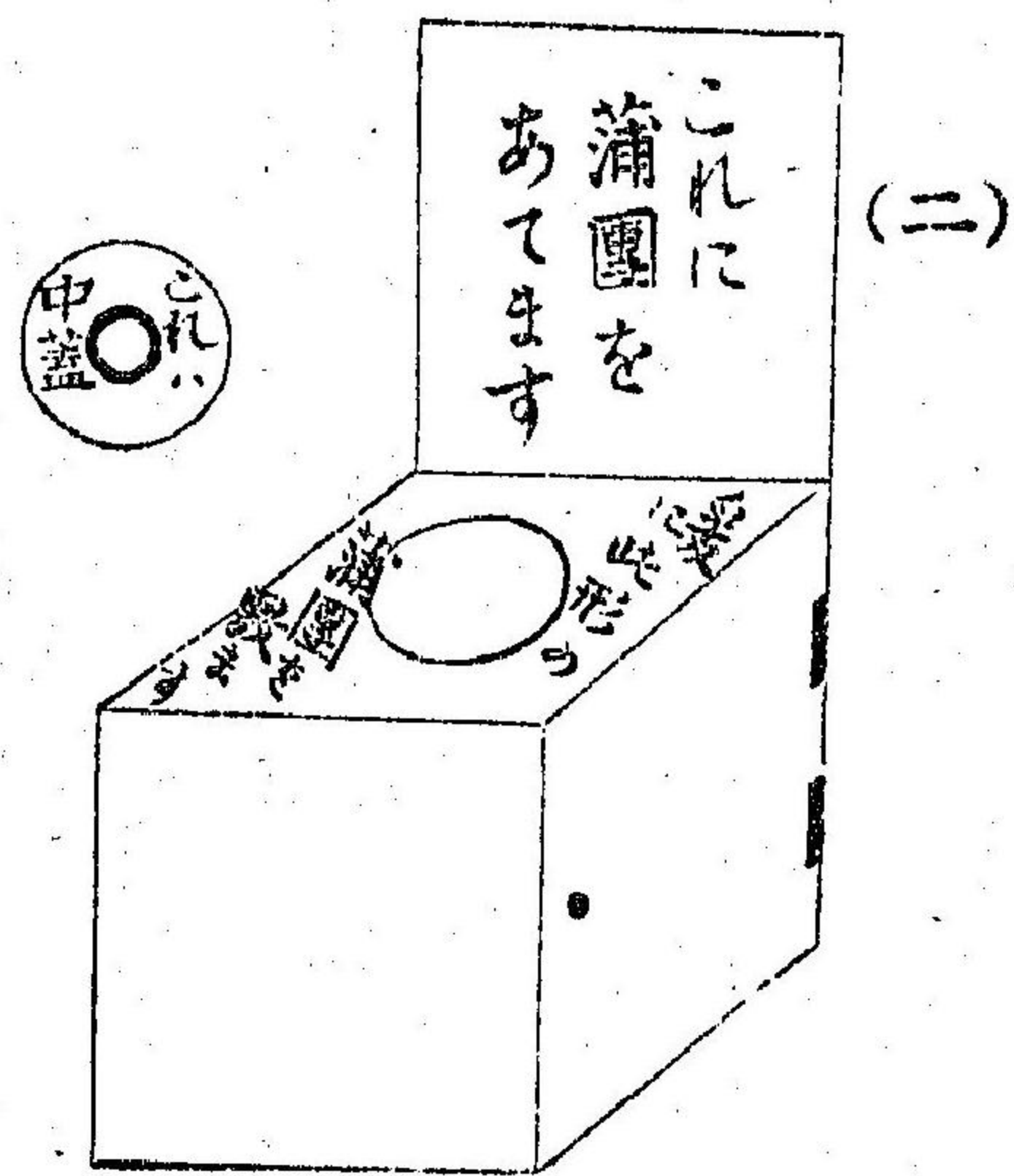
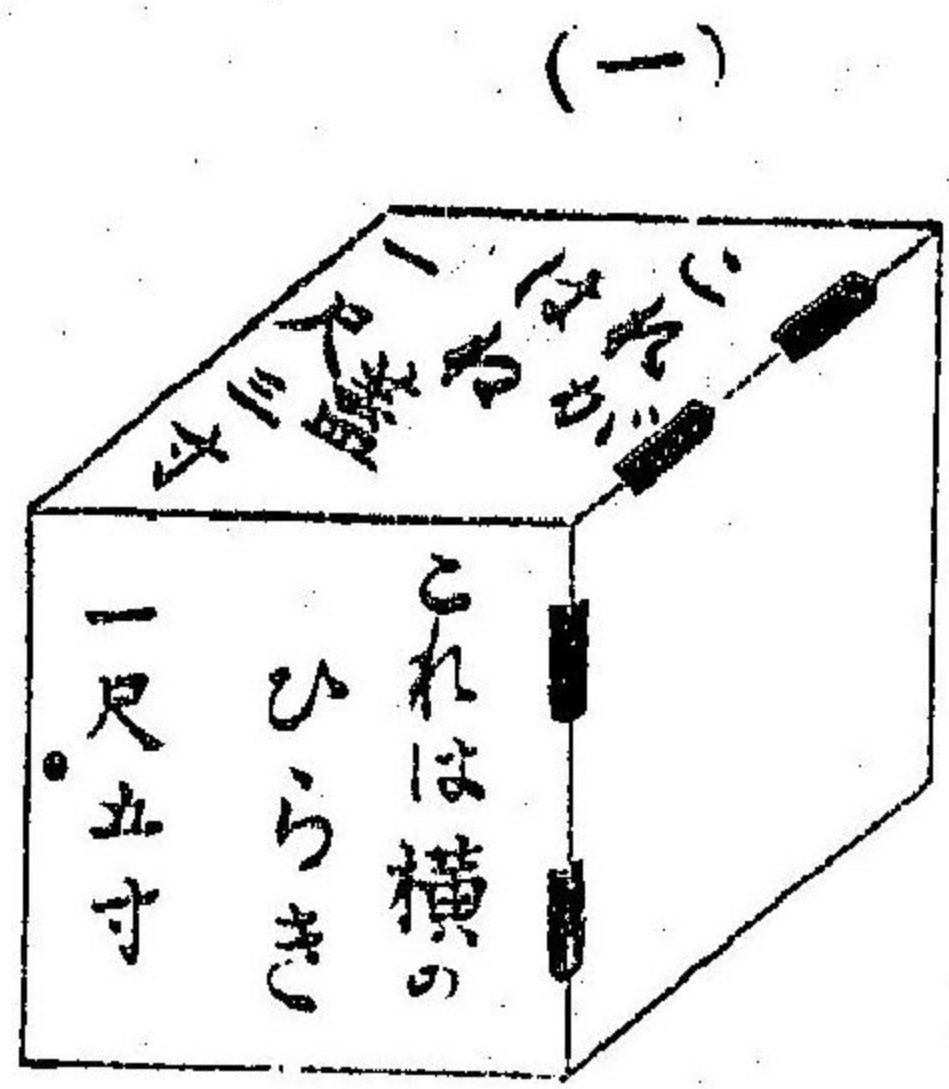
(一) 便器は西洋形和製と種々ありますが西洋形の物は凡て都合よく出来て居ます、看病婦は何の物を用ひますにも便器の膚はだに觸ふざる様白木綿の蒲團ふしを造らねばなりません、特に冬日にありては番に蒲團をあてしのみにてはいけません、便器尿器とも炬燵こた又は行火あかにて温め置ねばなりません、然れば便器尿器とも清く洗ひよく拭ひ厚き布又は西洋手拭ひに包み炬燵に入置用に臨みて狼狽せざる様いたします。

用時は温め置たる布のまま床上に持來り、其布を敷き便器をすゑるので、假りにも冷たき布又便器を膚はだに觸ふるゝがごとき不注意ありてはいけません。

(二) 又起つ事の出来る病人ならば、西洋形方形の箱便器にかくるが第一安泰であり升然し高價の物ですから普通の家では用へられません、看病婦

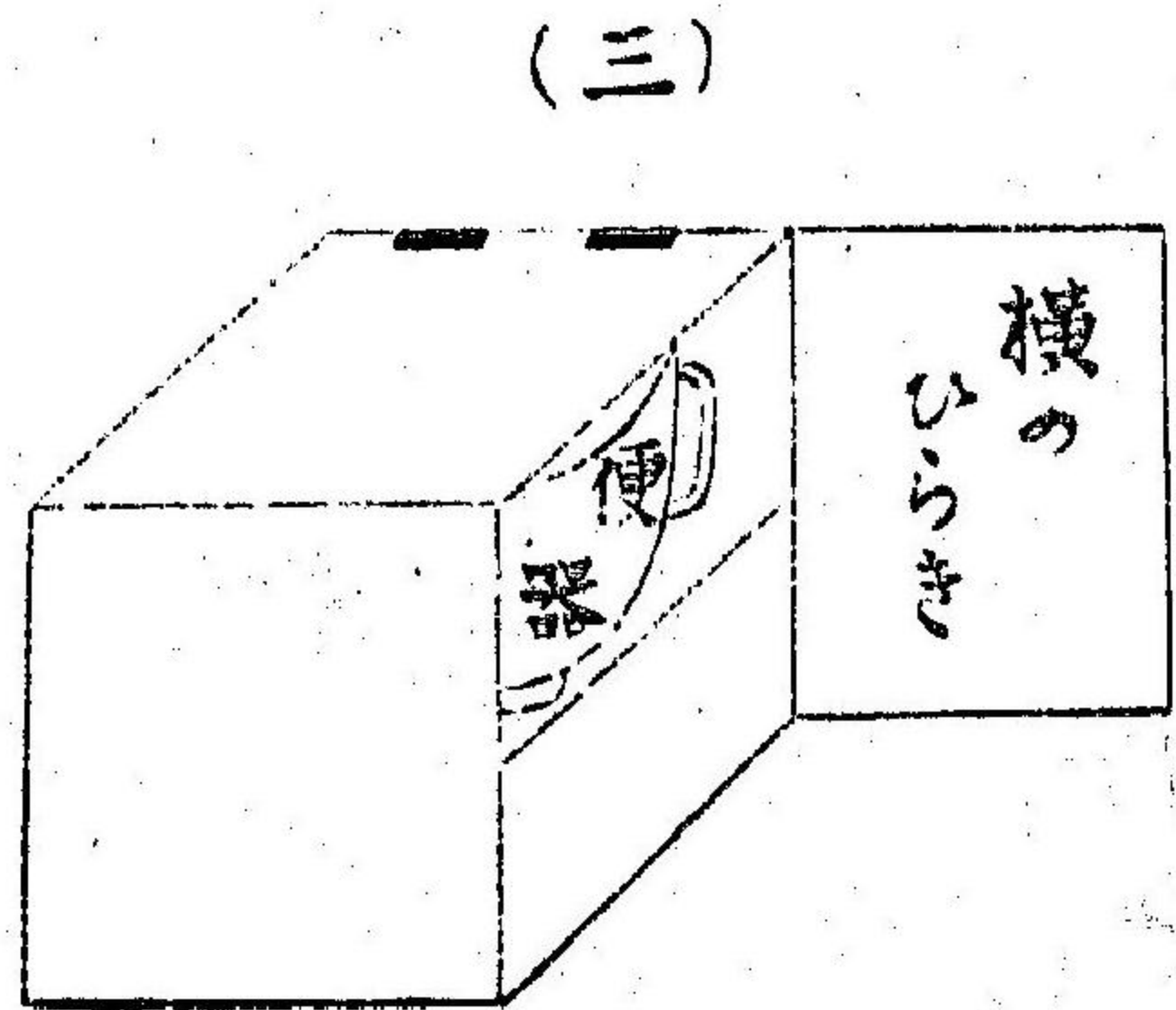
附

として知らぬでは濟ません故に爰に參考に供します



此圖の通りはねぶたをあげれば丁度椅子の様に出來て居ます用時病室 臥床側に持來り病人を起さる前に此はね蓋を後にたて中蓋をとり中 に穴を造りし方形の蒲團を敷き後のはね蓋にも蒲團をあて四布或は五

布の蒲團を箱のふちより下に垂れ其上に病人をのせ上圍させたら其蒲



團にて腰下を包み蒲團の下を打返して病人の 膝にあて別の蒲團を以て病人の頸前より後ひ 迴して前を合せ保持しますれば嚴寒であり ましても冷氣に觸るゝ事はありません西洋人 は皆斯ふいたし升而して上圍中臥床を直し或 は蒲團を敷かへ又はシーツを交換する事もあ ります毎朝初めて上圍する時には其間病人の 髪をとき香水又は香油を塗り三ツ折に髪をあ

み長く後ろにさげて置ます。

又寢衣を交換する時は前以て温め置上圍の際交換するを良といたしま す然し一度に髪を結つたり衣服を交換したりする時は病人が疲勞しま

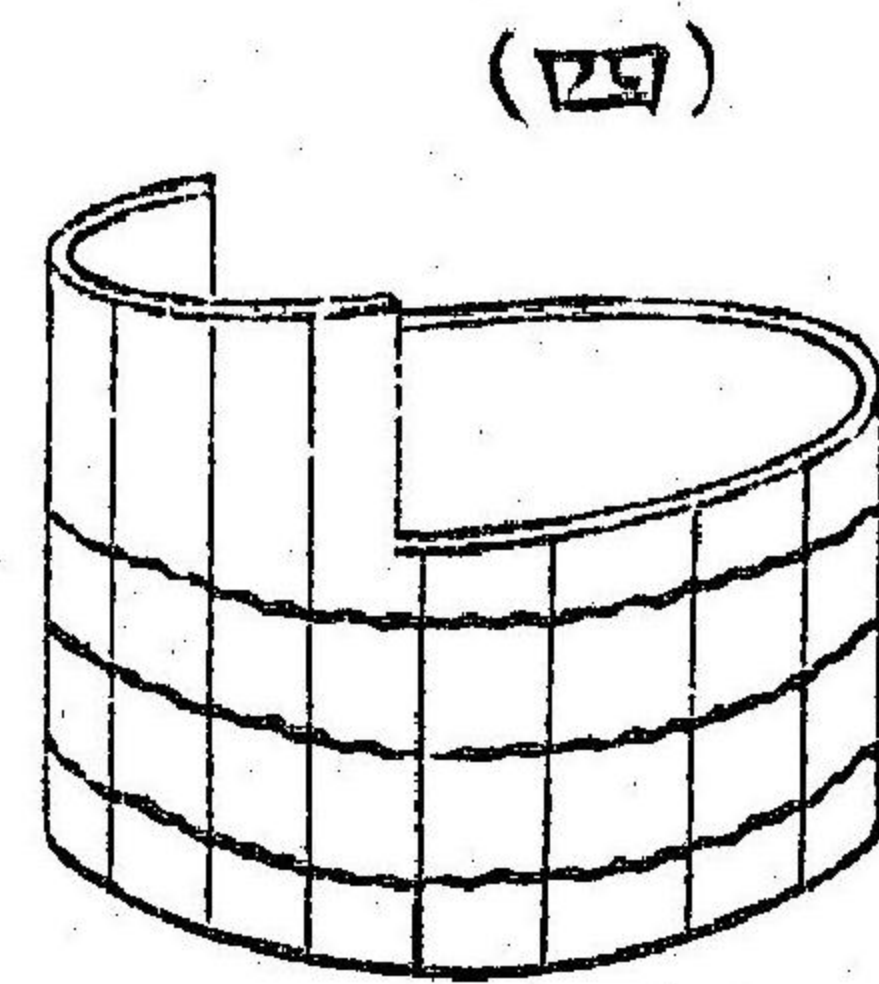
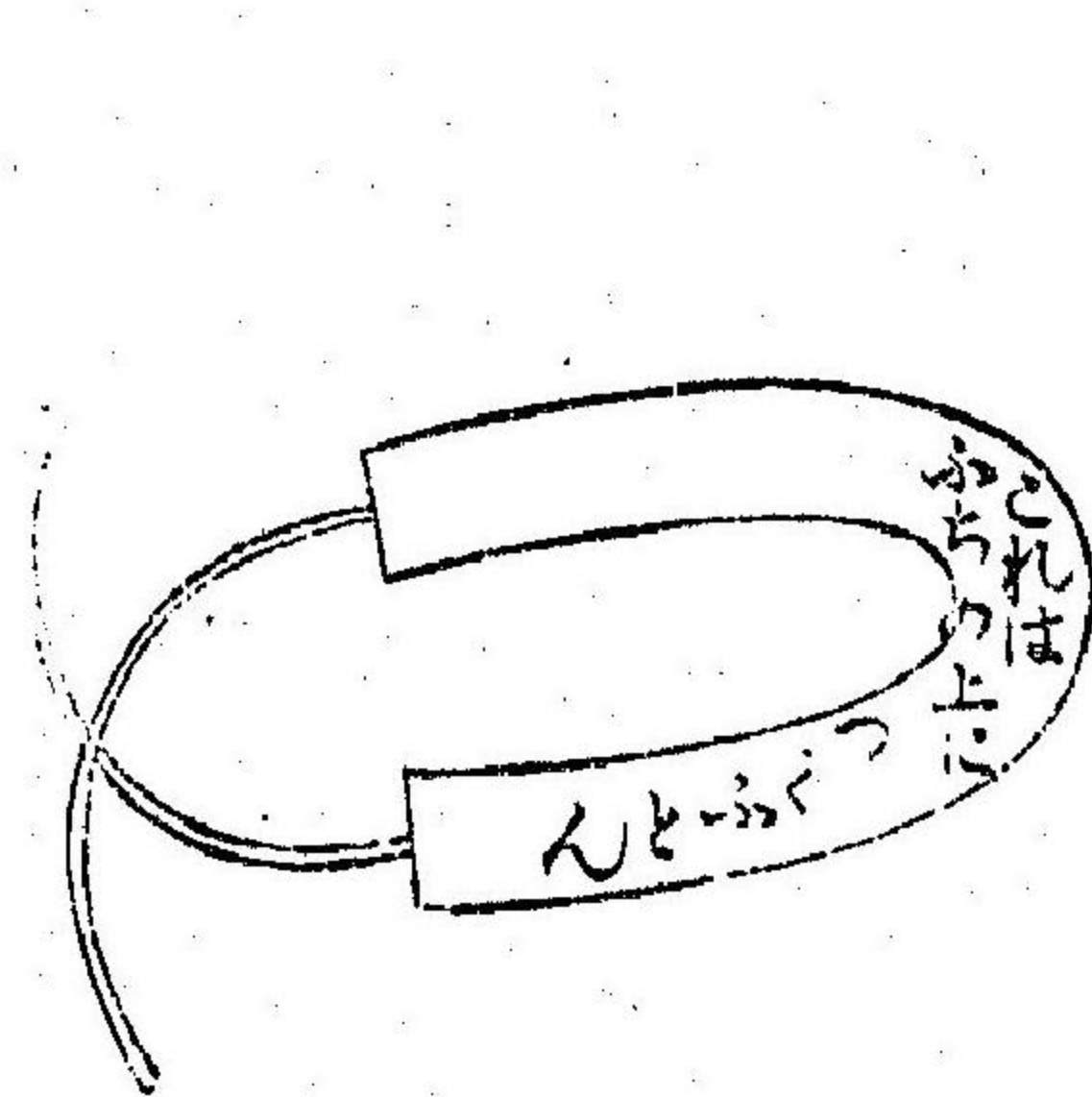
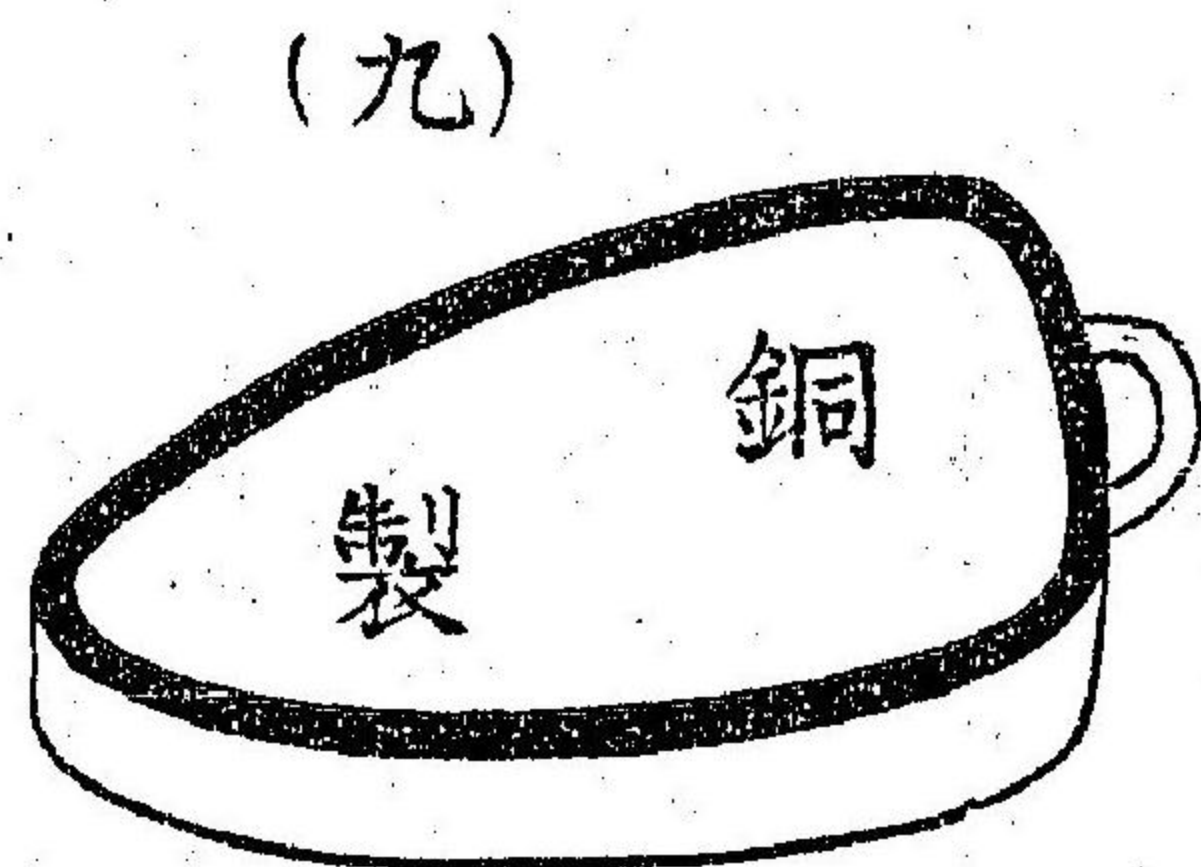
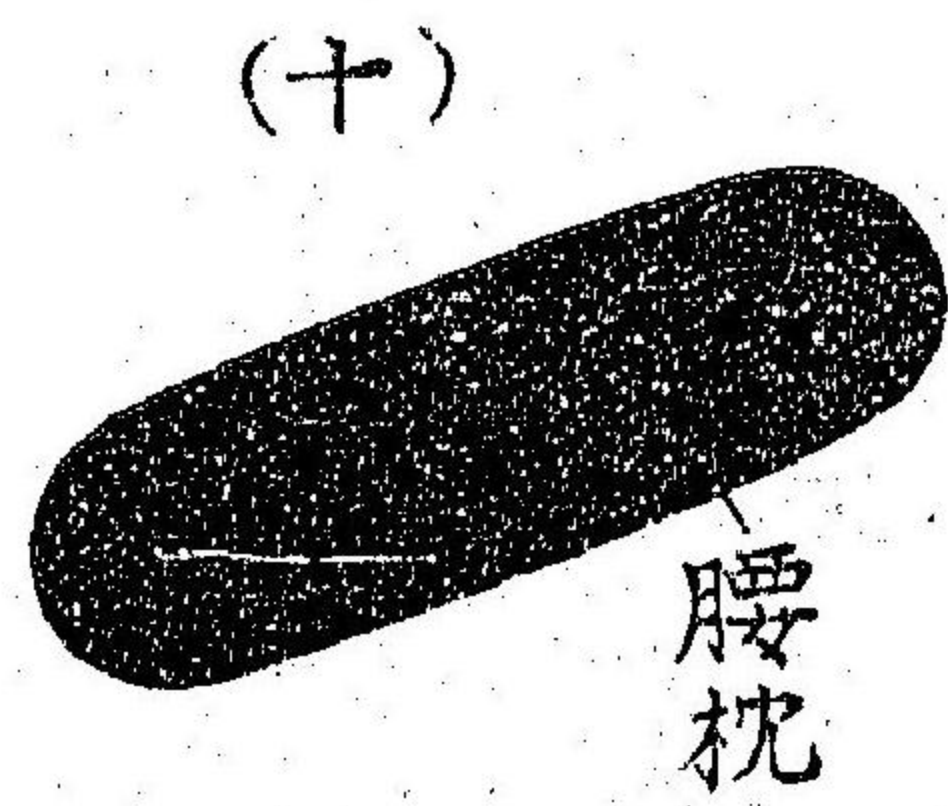
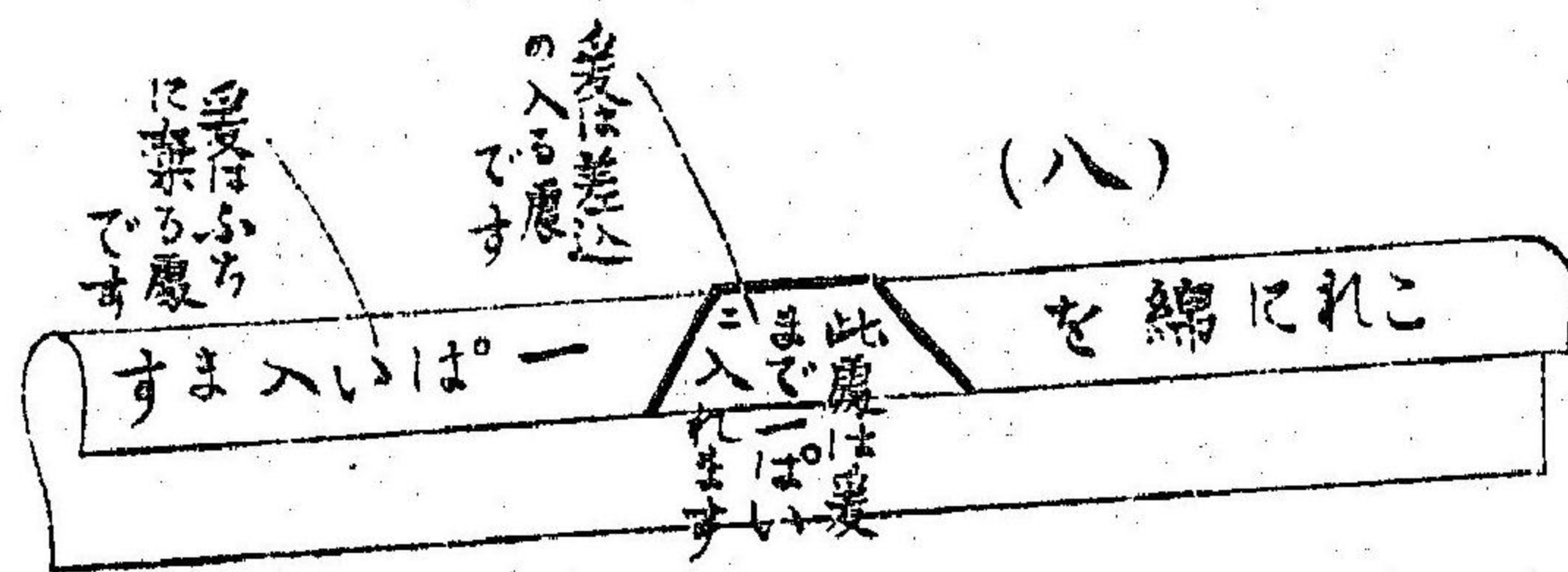
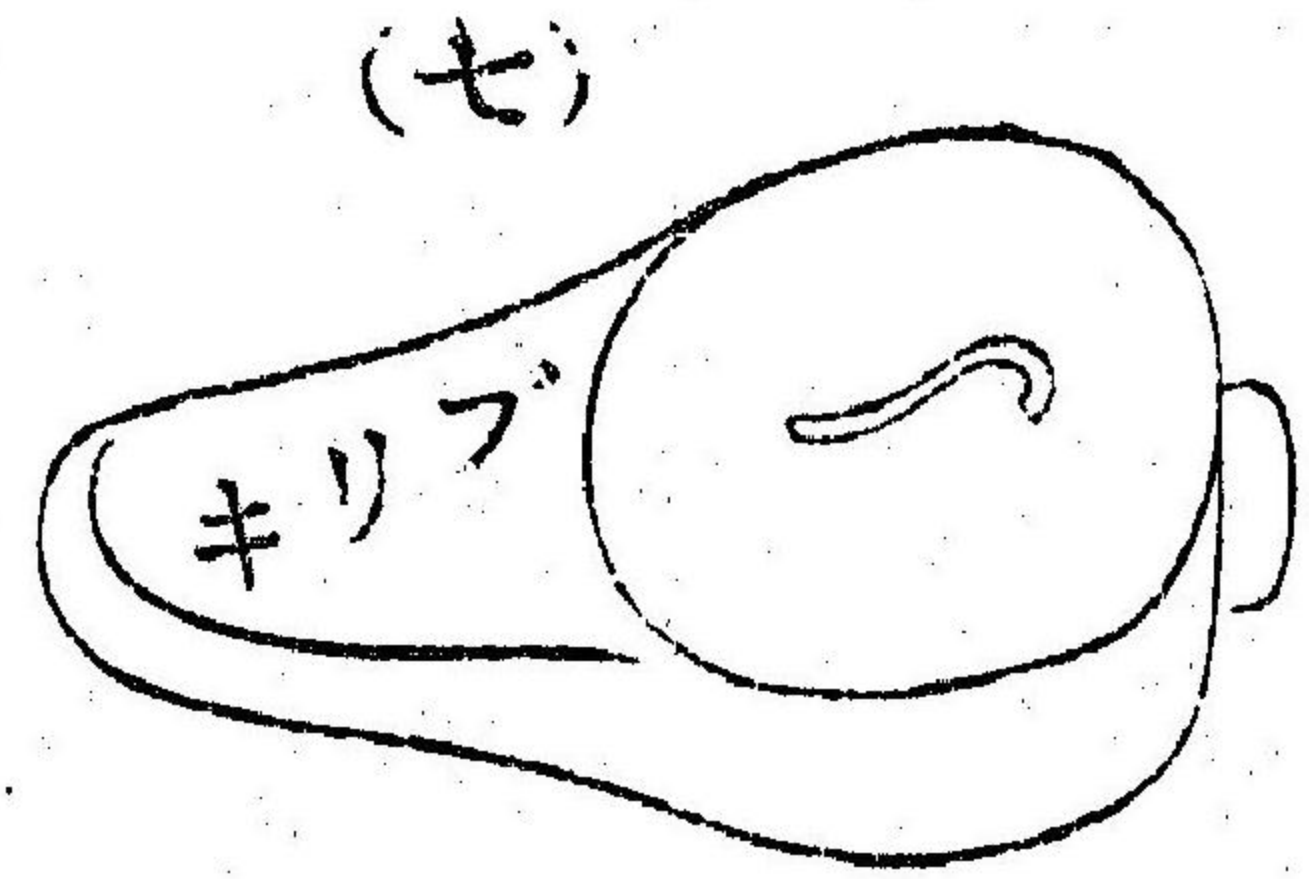
すから朝髪を梳したら、午後上圍の時衣服を交換するといふ様にいたせし方がよろしう御座います。

用濟で病人が起ちましたら直ちに中蓋をしてはねぶたを下し便器はそれにて安全ですから、靜に病人を就褥いたさせます、枕の位置によく注意して病人を前より抱ひ又後より支へる等臨機應變病人を保護いたさねばなりません、而して衰弱せし病人を動かせし時は稀薄なる赤酒、又は鹽里母等を少々與るを良といたします、然し病人が好ぬならば強て與る必要はありません、病人の用事終りて後ち便器を室外に出し、横のひらきをあけて便器取出し便所に廢捨しこれを清洗し、再び箱中に納め上圍の際に狼狽せざる様に致します。

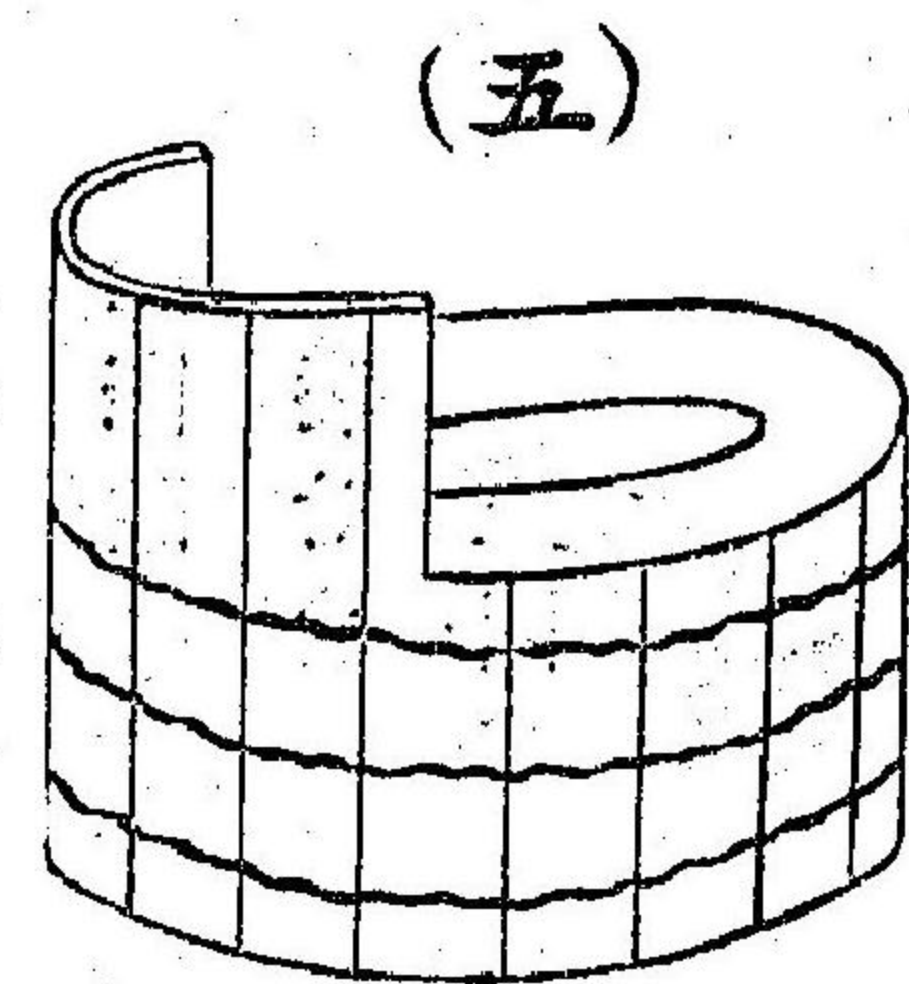
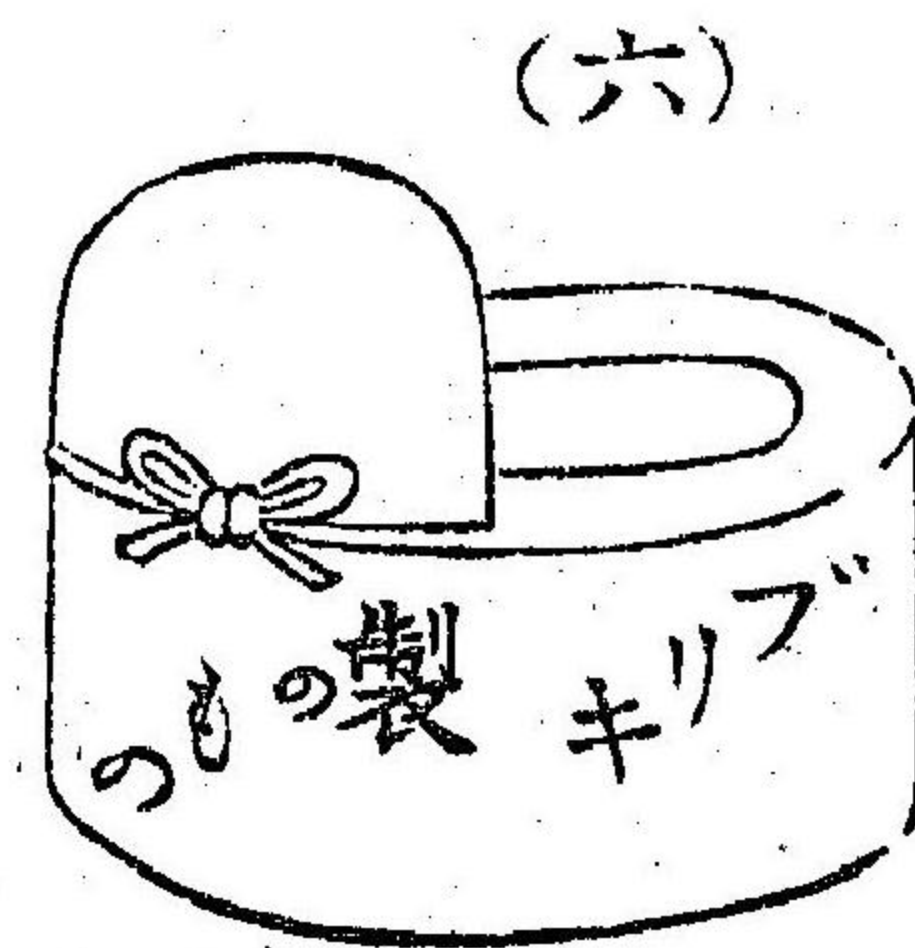
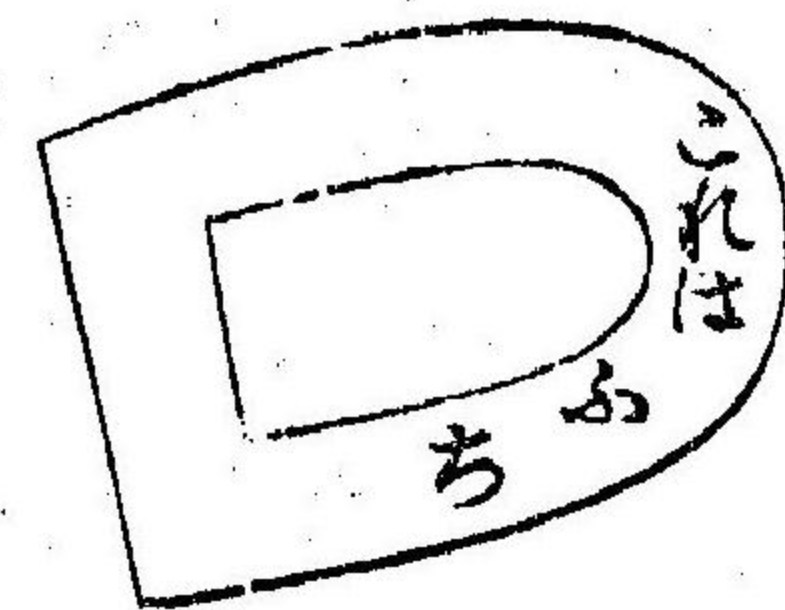
(三) 和製の便器

主に木製にして桶形に出來て居ます、而して内外塗りてある物もあり、又

は白木で製し内面銅のおとしが付て居るものもあります、單に白木で製してあるものもあり、またブリキ製の物もあります、何れにしても衰弱せし病人の用ゆる物は白木の一寸五分巾位のふちを付ねばなりません、而して其ふちの上に白木綿で中に綿を入れ、丸きふち一ぱい位の細長き蒲團を造り、兩端にほそきひもを付け、きんかくしの前で結びて置ます、此上に病人が腰をかけますから冷たくも痛くもありません、而して此便器にかゝりし時は前々薄き蒲團で覆ひ、後々毛布又は蒲團をかけて看病婦其傍に坐し、病人を支持いたします、衰弱せし病人にて若し此際眩暈でも起さんとする時は、赤酒又は稀薄なるブランデーを飲せ、靜に寢せします。若し腦貧血の兆候ある時は病人をよく諭し、仰臥のまま上圍する様すゝめねばなりません。



綿を丸く
なる丈入
ます



(四) 差込便器

腸室扶斯或は、腹膜炎等にて動かし兼ねる病人の時は是非仰臥のまゝ差込で取らねばなりません、差込にも舶來和製種々ありますが普通用ひて居ますのはブリキ製の物であります、之を用ひますするには金屬の直接腰部にあたらぬ様白木綿三尺餘の物にて第八圖にある如き差込の形に先を縫ひ其部に充分綿を入其兩端にも平等に綿を入れ差込にはめ其兩端を反轉し綿の丸く入し處をふちの上に乗る様になし、後の手かけの處で一廻して手かけの中で結びます、然れば決して金屬の膚に觸るゝ事なく身體に軟かに當ります、夏冬の別なく之れを用ゆるを良といたします。

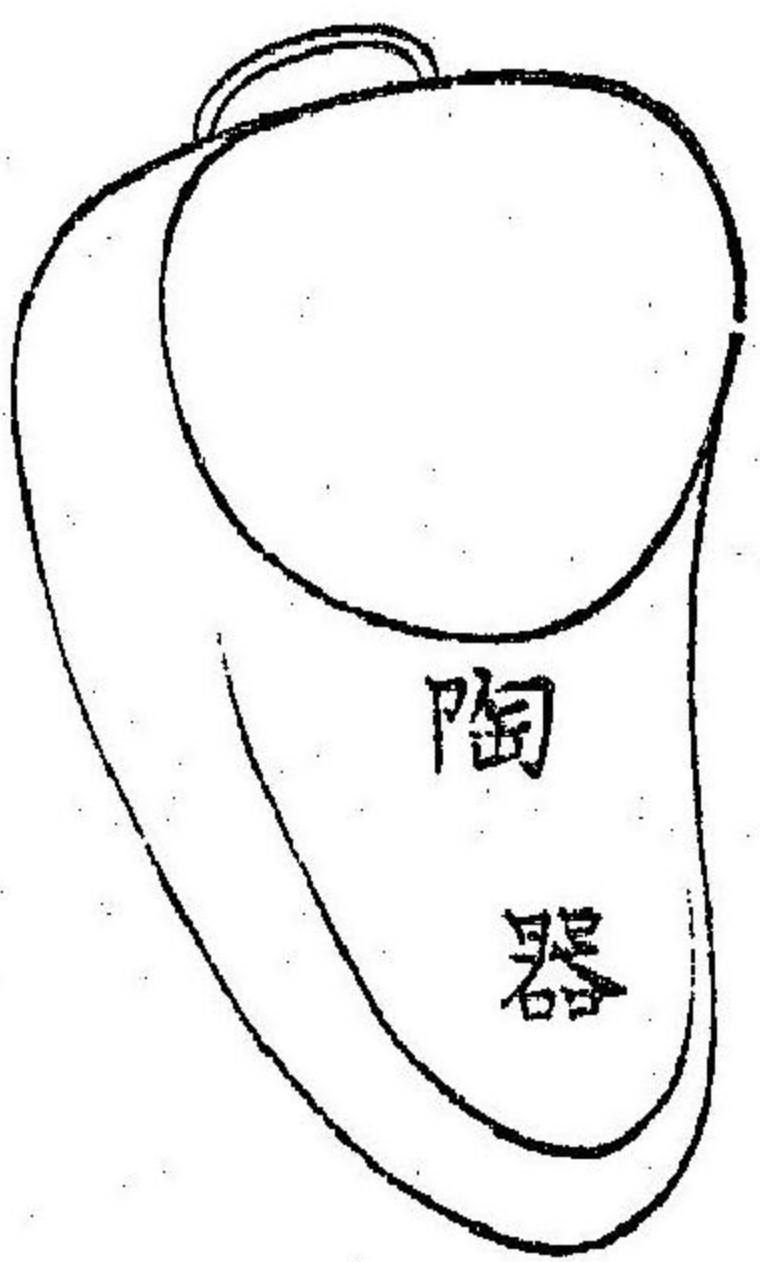
(五) 銅製の差込

此便器を用ゆる時は必ず腰枕を要します、これは温めて置ますれば腰枕で支へて膚に附ませんから綿をあてる必用はありません、便器を用ゆる

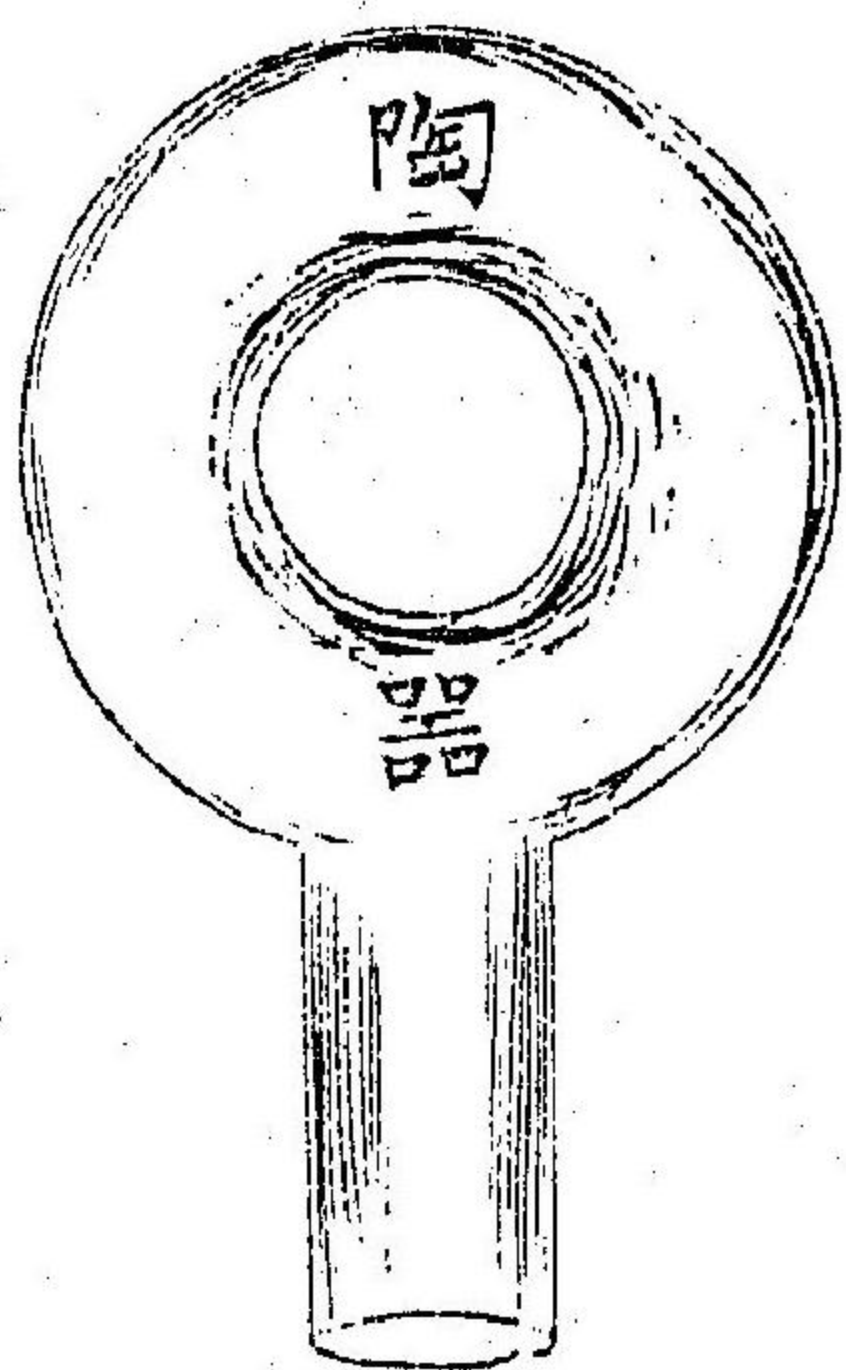
時は何の品によらず中に紙を一枚敷を良といたします。

(六) 舶來の差込

(十一)



(十二)

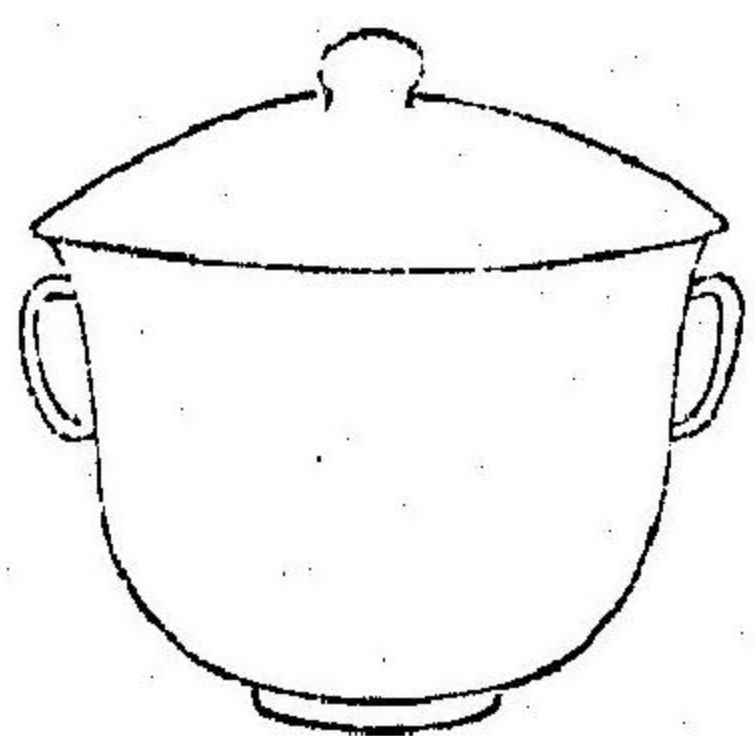


第十一、十二圖は何れも陶器ですから温めてさい置ませば直に用へられます、若し温めてなき時は用に臨て湯を入れて温めても間に合ます、特に十二圖の如きは丁度圓座の如く丸くなりて底があるのですから其まゝ、臀下に差込ます、此形が一ばん取扱ふに良ふ御座います、溢るゝ氣つかい

もなく、布を敷手敷も入りませぬ、兩便ともこれに受け持はこびには此口をもち、又此口から兩便とも排捨します、若し中に不潔物の残る時は紙でも布片でも容れてよく振ますれば清潔になります、これが便利で手軽くて一番宜しう御座います、が和製で出来ませぬから當地に不足です。

(七) 洋館寢室用便器

洋館寢室用便器、衰弱せざる病人でありますればこれを温めて直接床上にて用ひます、又前述箱形装置の内にはこれを用ひます、其他新形金屬製の物にてふちに革のふとんが當りてある物もあります、が何れもみな温めて用ひねばなりません。



一便器は陶器、金屬、木製の別なく、皆清潔に磨き置ねばなりません、而して乾きたる手拭にてよく拭ひ古き西洋手拭ひ等に包み炬燵に入置を良とい

たします、但し木製は内外とも塗りたる物を第一といたしますが、夫ても木地に不潔物の吸収せらるゝ恐れがあります、から炬燵又行火に近づける事は出来ませぬ

(八) 尿器

尿器は主に硝子製の物ですから清潔に洗ひて常に温めて置を良といたします、特に病症によりては尿意起るや否直ちに排泄する者があります、から用に臨て温めては間に合せせん、炬燵又は湯婆の近くに置をよしといたします、何處に置ますにも布に包みて置を良といたします、而して此器は用の度洗ひましても兎角曇り易き物ですから、其時は卵のから又は小砂を入れてよく振ば清潔におちます、又何の便器を用ゆる時も夜具の下より手を入れてこれをあてがわねばなりません。殊に婦人に於ては尙更慎まねばなりません。

他人に膚を見せるは上なき恥といたします殊に此邊に於ておや。

派出看護婦心得

大關 和著

夫れ看護婦たらんとする者は、先づ普通の看護學を修むるを要す。精神に於ては仁慈敬愛、溫和、忍耐謙遜にして、舉動靜肅、品行方正、言語を慎み、醫師に對しては能く其命を守り、患者に對しては貴賤上下の別なく一様に信愛を以て其本分を盡さざるべからず。

第一、患家に聘せられし時は時計、體溫器、體溫表、日誌等の用意を忘るべからず。

患家に至りし時は、先づ患者の容體を伺ひ、病人の爲めに入用なる器械の置場を考へ、病室にては、病人に對するに、最も謙遜叮嚀にして、能く時間を守り、萬事注意して看護に従事せざるべからず。

病室に就ての注意

第一、清潔及消毒法、空氣交換、溫度平均等に注意すべし。

病人に就ての注意

第一、體溫脈搏呼吸に注意し、次で藥用食物、治療等、凡て時間を守る事。眠不眠、凡ての排泄に注意する事。

醫師に對する義務

第一、鎌通叮嚀にして其命ぜらるゝ處に従ひ、能く藥用治療の時間を守り、秩

他人に膚を見せるは上なき恥といたします殊に此邊に於てあや。

派出看護婦心得

大關 和 著

夫れ看護婦たらんとする者は、先づ普通の看護學を修むるを要す。精神に於ては仁慈敬愛溫和忍耐謙遜にして舉動靜肅品行方正言語を慎み。醫師に對しては能く其命を守り患者に對しては貴賤上下の別なく一様に信愛を以て其本分を盡さざるべからず。
第一、患家に聘せられし時は時計體溫器體溫表日誌等の用意を忘るべからず。

患家に至りし時は、先づ患者の容體を伺ひ、病人の爲めに入用なる器械の置

場を考へ病室にては、病人に對するに、最も謙遜丁寧にして、能く時間を守り、萬事注意して看護に従事せざるべからず。

病室に就ての注意

第一、清潔及消毒法、空氣交換溫度平均等に注意すべし。

病人に就ての注意

第一、體溫脈搏呼吸に注意し、次で藥用食物治療等、凡て時間を守る事。眠不眠、凡ての排泄に注意する事。

醫師に對する義務

第一、鎌遜丁寧にして其命せらるゝ處に従ひ、能く藥用治療の時間を守り、秩

序正しく患者の病状は明細に記載し、來診の時は之を示して参考に供すべし。常に尊敬の意を表し、投薬治療上の事に至りては決して口を容るべからず。唯命ぜらるゝ處を堅く守り、言語を慎み、假にも不敬不遜の舉動あるべからず。

家族に對する務

温順にして能く其家風を悟り、起臥の時間、食事の時間等に假令不完全の廉ありとも、決して不快の舉動を顯すべからず。又食物不充分なりとも、決して口外すべからず。病家に於ては、家族皆な病人の爲めに心を勞し、轉倒して居る者なれば出來得る丈け之を助け慰め、己れの事など決して心配なさざる様注意せざるべからず。又病人の爲になすべき事は皆己れの責任なれば、成べく他人を勞することなく、而して病人

をして満足せしむる機心を用ゆべし。

自身に就ての注意

舉動靜肅、精神平和、言語を慎み、能く忍耐し、身體を清潔になし、食物勞動共に能く衛生に適する機勤むべし。

患家に於て終日勤むべき順序

- 朝食前に爲すべき事。起き出ると直に嗽ひ手水をつかい、髪を結び、衣服をあらため病室に入る。
- 第一、患者の體温を計り、脈搏呼吸を測定し、日誌に記載する事。
- 第二、患者に嗽ひ手水をつかはせ、直に食前の薬を與ふる事。
- 第三、病人の顔に芥のかゝらざる様、西洋手拭の類を以て覆ひ、掃除をなし窓

戸を充分に開き空氣の交換をなすべし。若し病人大患にあらざれば此際病床を交換するをよしとす、空氣交換の爲め窓戸を開き置くは六分間を定時とす。

第四、牛乳、スープ等の滋養食を供する場合には、此時を以てすべし。次で朝食を供す、凡て病人の食物は自から責任を負て供するものとす。薬用食事も、之を用ひたる前後には、必ず含嗽をなさしむべし。最も病人の都合によりて自分食事を先になすもあり、臨機其家風若は病人の命に従ふべし。

第五、患者に朝食を供し。後ち自分食事をなすべし。

朝食後九時或は十時にても、醫師に命ぜらるゝ時に於て、兼用薬を與る事。十一時に食前の薬を與へ、十一時三十分の體温を測り、十二時に晝食を供す。午後二時乃至三時にても、醫師の命ずる時に於て再び兼用薬を與ふ。三時半に體温を測り、四時に食前の薬を與ふ、牛乳等を用ゆる患者ならば體温測

定後直に與ふるを良とす、五時に夕食を與ふる事。最も食事起臥の時間は家風に由て大に異なるものなれば適宜に與ふるを良とす。夜分は八時に於て兼用劑を與へ後靜に安眠を促すべし。此外、尙滋養飲料又は治療等ある時は定まる時間外に於てなすべし。最も大切なる治療の時は此限りにあらず。

時間を怠り定時を失するは、業務混亂して治療上大に不利を來す事あり、能く注意せざるべからず。

又大病にして助手を得し時は、必ず責任を分擔し、服務混亂せざる様になすべし。或は晝間看侍、夜間看侍と別つ時は、朝食即ち八時に交代し、夜分八時に交代するを以て等分たるべし、晝間看侍の者は朝食事を供するを以て初とし、夜八時の薬を與ふるを以て終りとす。

夜間看護の者は、夜分爲すべき事は時間を定めて或は滋養を與へ、或は注射

を爲し、或は氷囊を貼し、或は藥を與へ、又は、合嗽排便等、其間に於ては、褥瘡の注意、身軀摩擦等、又冬日に於ては、暖爐の注意等、怠るべからず、朝は病人の醒覺せざる前に自から髪を結び、嗽ひ手水をつかひ、衣服を更ため、病室に來り、第一暖爐の火を適宜に燃し、病人醒覺せし時は、先づ嗽ひ手水をつかわせ、藥を與る等、次で體溫を計り、病人の都合に依ては、前きに體溫を計る事もある、合嗽濟み次第藥を與ふべし、而して順序正しく、食前の仕事をなし、終り朝食を供せんと云ふ處にて、晝間看侍と交代するなり。

又三人にて看護に従事なす時は、一人は、普通人と同じく朝六時より夕十時迄勤むるものとす、一人は朝六時より正午十二時迄就眠し、午後一時に交代し、病室に入る。又た他の一人は午後二時より八時迄就眠して、九時に交代す、晝間看侍の者九時に交代し、入浴して眠につく、斯くなす時は、三人の看護婦を以て、晝夜兩人つゝ、附添ひ居らるゝなり、重症者にありて手のかゝる病

人なれば斯くなす事双方のため、好しとす。

夫れ病ひは種々あれば、一樣に看護なす能はず。其病症に依て適宜の看護するものとは、雖も殊に傳染病の如きは、獨り病人を看護するのみの目的にあらずして、一家村市都府或は全國にも及ぼすものなれば、看護婦の任又大なりと謂はざるべからず、殊に近年多く流行する赤痢病の如きは、嚴重なる豫防消毒をなさざれば、増々蔓延するものなり。故に政府に於ても、其豫防消毒を嚴重になすべき旨、全國へ布達せられたり。然れば、流行の際は、各警察署より官報の二字を附し、打電せらるゝ者なれば、是れに應じ、派出する看護婦の責任最も大なり。看護を以て天職となすもの此國難に際し、不幸なる同胞を助け、以て國恩に報ぜざるべからず。該病たるや、主に貧困なるものに多く、患家の不潔また謂ふに堪えざるものあり。是を清め、是を消毒し、是が豫防を爲す事また容易にあらず。實に困難なり。快く此困難に堪え

其任務を全ふする處のものは神に事するの信仰を持つものと、國に報ゆるの忠厚きものとにあり。又此責任を盡すを得ず、半途にして歸會し、又は同僚と不和合等にて、患者及び患家に不快を感じしむる等あるものは、神に對するの信仰もなく、國に報ゆるの節操もなく、同胞に盡くすの愛情もなく、人類の面を覆も猶禽獸に異らざるものなり。看護の重任に負ふ者能く自身を顧み、慎まざるべからず。

赤痢病舎に聘せられし時の心得

第一、病舎の規律を定める事。各責任を分擔する事。起臥、薬用、食事、治療の時間を正しく守る事。清潔法(掃除、洗濯、空氣の交換)及消毒法(便器掃除、襦袢の洗濯)を嚴に守る事。

隔離病舎に於て服務時間割

多数の患者にして同僚の看護者多くある時は、各責任を分擔し、一人は薬餌掛り、一人は清潔及消毒の掛り、又都合によりては、日誌の掛りを定め、猶幾人もある時は、各助手を附ける事必要なり。薬餌掛りの者は朝起き出ると直に、先づ自分の手水を使ひ、髪を結び、衣服を更ため、病舎に入り、多数の病人をして順次に含嗽を爲さしめ、先きに濟し方より又順次に薬を與へ、次で顔を洗ひ、手を清める等の勞を取り、自由叶はざる病人は、丁寧親切に含嗽をなさしめ、手水をつかはせる事。消毒及清潔掛りの者は、先づ自分の嗽ひ、手水をなし、身を清め、衣服をあらため、病舎に入り、重症患者の襦袢を第一に交換し、腰の廻りの不潔なるものは、温湯に石炭酸水を加へ、軟かき、手拭にて靜かに拭ひ、清むるをよしとす。重

症患者の糞尿交換終りて後、便器を消毒室へ送る、但し各々名を記し或は順序を立て間違はざる様になし、全患者記名用紙に各々便質を明細に記載する事、粘液血便、粘液膿便、軟便中粘液血液を混ざる、褐色軟便中僅に粘液血液を混ず、黒色軟便中粘液を混ず又は水様便中僅に粘液血液を混ざる等、便質を記載なしたる後、其便を不潔灌に廢捨し、便器を能く洗ひし後、少許の石炭酸水を容れ、病室に備ふ。便器掃除の後、直に不潔掛りに申出し、排泄物の消毒及煮沸せしむるものとす。若し直に煮沸なし、あたはざる時は、石炭酸水或は石灰を容れて消毒なし、蓋を嚴重になす事、但し石炭酸は二十倍の者を等分に用ゆるか、又石灰なる時は全十プロセント即十倍位の量を以て結晶せし儘之を用ゆ。而して再び消毒の爲火に懸け、充分に微菌殺滅法を施すべし。器を洗ひし桶又灌等の水他に洩れざる様不潔灌に入れ煮沸せしむるを良とす。

尙其消毒室を消毒なすには、板の間なれば石炭酸水を散布し、後ち雑巾を以て拭ふべし。土間なる時は、石灰乳をまくべし。消毒終りて後、自から手足を能く洗ひ、衣服を交換し、直に病室の掃除をなすべし。室内掃除の際、餘分の者有る時は、他室に出し、窓を充分に開き、能く掃除をなし、丁寧に雑巾を以て拭ふべし。若し又少許にても不潔物の附着する疑ある時は、石炭酸を散布し、一定の消毒をなして後、能く拭ふべし。此際手洗水を交換し、痰壺等ある時は、皆能く掃除し、清洗して病床に備ふ。病室内の掃除消毒等なし、朝食を與ふべし。然して後、自分朝食を喫するものとす。食物は粥、スープ、卵黄等を與るを良とす。其量は患者の身軀強弱疾病の輕重によりて、多少の差異あるものとは雖も、大凡病症熾なる患者に於ては、粥汁二椀、スープ五勺、卵黄二ヶ位を適當とす。然れども醫師の命あるときは、此の限りにあらず。下痢の止まるまでは、卵白を禁ず。卵白を用ゆる時は、益々下痢を起す者な

り。注意すべし。

一定の経過後下痢も四五回、出血も止み、粘液僅になりたる時は、粥汁も少々粥を加へ、而して卵も半熟或は煮て與ふべし。半熟を造るには味噌汁或はスープの汁にて拵へ與ふるを良とす。又渴甚だしき時は、湯を少許づゝ與ふるか或は冷水にて含嗽をなさしむを良とす。決して水を與ふべからず。若し與ふる時は下痢を加ふる者なり又赤痢は渴甚だしきものなれば、初より粘滑物を與ふるを良とす。葛湯最も良し。一日二三回位與ふ可し。然れども餘り食物過度なる時は下痢を加ふる故に惡し。本人の望みに任す可し。食物終りし時は、直に含嗽をなさしむべし、病人食事終り次第、直に熱湯を懸て食器を能く洗ひ、流し元を能く片附て後、自から會食堂に入るべし。自分の食器も亦能く注意して、食事の時は必ず熱湯にて器具を洗ひ、消毒して食物を盛るべし。不潔物にとまりし蠅等の媒介する處となり、傳染する

危険あれば、注意せざるべからず。而して食物は消化しやすきものを食し。鶏卵赤酒等を少許づゝ用ひ自から傳染を豫防すべし。決して美食を爲すべからず。唯健康を保つにあり。然ながら先方に於て斯くの如き備なしとても、決して不平がましき舉動あるべからず。

日誌掛りの者は、体温、脈搏、呼吸等を記し、藥用時間、飲食物の用量及時間を記し、便質其量及回数等を記し、尙摘要部に昨夜以來の容態を記し、其他治療醫は灌腸入浴、腰湯等落なく記載すべきなり。

食物掛りのものは、食後三十分休息して病室に入り、患者の求めに應じて適當の看護に従事し、九時半頃に兼用藥を與へ、十一時に食前の藥を供すべし。藥用食後の前後は、いつも含嗽を爲す事なれば、前後に冷水を床頭に備へ置くべきなり。

清潔及消毒掛の者は、朝食後暫時休息なして病室に入り、重症者のしめしを

交換し、含嗽水等を排捨し、灌腸を爲すべし。灌腸薬は醫師の命に従ふ者とは雖も、大凡心得居らざるべからず。多量の出血ある患者は、單寧水但し0.5%のもの、全量五〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇を常とす。鹽剉硼酸水等は何れも2%位を良とす。全量は何れも、四乃至五〇〇〇、〇〇〇を常とす。其他硝酸銀等用ゆる事あるも、醫師の命を能く守るべし。五百倍以下六七百倍の物を用ゆるべし。餘り強き液を用ゆる時は腹痛を感ずるものなり。若し腹痛ある時は、食鹽水を以て再び灌腸すべし。直に痛みを止むるものとす。而して硝酸銀は、日光に當りて分解するものなるが故に、其溶液を黒色或は青色瓶に蓄ふべし。尙此薬は普通の水を以て溶解する時は、分解して濁濁を生ず。故に蒸餾水を以て解くものとす。食鹽水灌腸はたゞに硝酸銀水の刺戟を止むるのみならず。腹痛及裏急後重を輕快せしむるものなれば、患者は此灌腸を最も希望するものなり。腹痛及裏急後重烈しくし

て、患者の求むる時は一日三回位は之を施すを良とす。他の薬は刺戟するものもあり。又中毒を起すものもあれば、幾回も爲すべからず。然しながら、醫師の命ある時は此限りにあらず。治療上灌腸せんとする時は、先づ其事を患者に通じ、薬液の仕度をなし、自から手を清め、肛門用油と紙とを仕度し、及灌水桶に液を充して病床に至り、左を下に横臥し、膝を屈せしめ、後方に座し、稍々肛門を顯し、嘴管に油を塗布し、大氣を驅除し、靜かに肛門に挿入して、液を送り、而して出來得る丈、薬を保たしむべし。一人の灌腸終りし時は、直に嘴管を消毒し、嘴管に油を塗りて他の患者に施すべし。幾人にも斯くの如く順次に施すべし。重症にして肛門括約筋其作用を失ひ、不随意の時は、患者を仰臥せしめ、油紙を敷き、臀下に腰枕を容れ、便器を挿込後、灌腸を爲すべし。而して其液排泄するまでは、暫時二十分、其儘便器に寄せ置くべし。全患者に灌腸を施せし後は、必

ず便器を掃除なすべし。薬液によりては便色を變ずる事あれば、檢便の爲悪し。灌腸後身軀疲勞を感じる時は赤酒或は鹽里母等を少許づゝ供すべし。

灌腸終り次第、其器械を清洗し、嘴管を能く消毒し、洗滌室の隅に懸置くべし。此際重病者の襦袢を交換し、煮沸すべきものは不潔灌に入れて蓋を密閉し、煮沸掛りの者に渡すべし。襦袢、腰巻等の汚れし者は消毒液(三十倍炭酸水)に浸し置くべし。一二時間の後之を清洗し、人家に遠く乾すべし。

但し屋根の上に出すを最上とす。假令消毒せし者と雖も、萬一不充分なる時は、人家に近く乾すは危険なれば注意せざるべからず。乾燥の後には誰が觸るゝも障なし。是等の仕事を終り次第、中食を喫すべし。

藥餌掛りは晝食の仕度粥汁、スープの加減を試み、卵白を去り、卵黄を供する等、又自由の叶はざる患者には親切叮嚀に食せしむる事。其掛りの者のみ

にて足らざる時は、日誌掛之を助け、猶不充分なる時は消毒掛りの助手之に適當なる助手をなすべし、然しながら食事の時は、注意の上にも注意なし、清潔の上にも清潔を要するものなれば、假令手足を消毒し、豫防衣を交換するも消毒主任の看護婦は之に關係すべからず。消毒掛りのものは他の看護婦が患者に晝食を供する間に、自分も食事をなし、他の看護婦の食事の際交代して病室を守るべし。

藥餌掛りの者は順序正しく患者の晝食を供し、器械を清洗し之を納めて後食を喫し、食後暫時休息して病室に入るべし。午後一時より二三時に至るまで醫師の來診あるべし。其時は嚴肅に之を迎へ、豫防衣を供し、一定の消毒をなすべし。病室に入るや、日誌を携へて之に従ひ病床に至りては被具を半ば開除し、胸邊を開き、凡て醫の手をわずらはざる様務むべし。而し病状は日誌に記載する處を漏なく報告し、猶醫師の質問ある時は言語靜肅

に之に答へ、診察終り檢便せらるゝ時は名々其便器の蓋をとり示すべし。廻診終りし時は豫防衣の上より一定の消毒をなし、手洗水及消毒水を供し、豫防衣を脱して元の處に掛け、醫師の命ぜらるゝ事ある時は慎みて之を奉じ失念せざる機注意すべし。

醫師が病舎を去らんとする時は、一層消毒を叮嚀になし、敬禮を以て之を送るべし。醫師の退舎後直に藥瓶を揃へ、名々の札を改め兼用劑の瓶或は袋を揃へ尙消毒液乃ち含嗽劑灌腸劑等取落さざる様注意し以て明日醫師の出張せらるゝ迄不都合なき様請求せらるべし。但し醫師廻診の際隨從する者は、日誌掛り及び藥餌掛りたるべし。消毒掛りの者は診察濟次第に腰湯をさせ、或は入浴の世話をなすべし。腰湯を施す時は初め鹽に湯を汲み少許の鹽を入れ、但し茶碗に一盃位温度を試み患者を裸躰となし、足部を前に出し臀部のみを鹽に入れ、頭部より全身を叮嚀に洗ひ、顔は別鉢に湯を取

り洗へし。而して全身能く温まりし時に湯より出し、親切叮嚀に之を拭ひ、濕氣なき様になして衣服を交換し床上に送るべし、各患者の脱ぎ捨てし着物は不潔物附着して居るものを三十倍の石炭酸水に浸し置き、一二時間の後に之を洗滌すべし。別に汚れなき物は腰湯終り次第直に其鹽に入れ、洗滌室に送り、又た湯をつかはせし場所は能く消毒して拭ひ、鹽につけし衣服は曹達及石鹼を以て叮嚀に洗ひ、度々清洗して乾すべし。此疾は殊に不潔なるものなれば、清潔及消毒を充分に施さざれば、其蔓延を防ぐを得ず。又腰湯及洗濯なせし湯を庭前にこぼすべからず。庭の隅又は畑の中に穴を穿ち、之に捨つべし。病毒其内に在るの疑ひある時は石灰を以て消毒すべし。衣類腰巻等有毒附着せしものと認むる時は、一定の消毒をなす。故に洗濯水の内に傳染力を有するものは非物と信ずれども庭前に捨てる事は嚴禁す。

又検便の後は直に之を廢捨し、洗滌し能く拭ひ、常の如く消毒液を入れて床傍に備ふべし。殘らず便器を消毒せし後は、常の如く直に煮沸せしむべし。便器掃除の後は必ず消毒衣を着換ゆべし。假令傳染病室と雖も不潔室にて着したる消毒衣を病室にて着する事を禁ず。便器掃除の後は、其室を充分に消毒すべし。

薬餌掛りの者は、二時半に兼用劑を與へ、三時に葛湯或は牛乳等粘滑飲料を供すべし。最も重病者にして食氣不振の者には無理に供するの要なしと雖も病勢減ずるの時は、渴を訴ふ者なれば、湯水を減じ、粘滑飲料を與るを良とす。故に午後三時頃を以て尤も適當なる時と定む葛湯は胃腸の加多兒に最も良き飲料とす葛湯を造るには適當なる鍋に葛粉或は砂糖を入れ、少しづつ水を注ぎ、能く混和し容解せし後、熱湯を注ぎて適宜に加減すべし。餘り固きは飲料とならず。葛湯は害なき者なれば、求めに應じて食せしむ

べし。葛湯を供せし後三四十分に於て、夕の体温を測り、脈搏、呼吸を數へ、溫度表に記し、日誌に記載し、四時に至れば食前の藥を供し而して夕食の仕度をなすべし。夕食を供せし後は、食器を丁寧に清洗して納め、各病人に含嗽をなさしめ、後自から食堂に入るべし。

消毒掛りの者は先きに食事を仕度し病室に入りて臨時の用事に従事なし、重病者の襦袢を交換し、便器の掃除をなし、常の如く消毒液を容れて病床に備へ含嗽水等の注意をなし、後蚊帳をつり各々入浴し、清潔なる浴衣を着せ、引番の看護婦は入浴後直に寢室に引き取り當直の者は病室に残り八時に兼用劑を與へ含嗽する等、斯くて終日定まりし要用は終る後當直の看護婦は若し輕症患者多く、病室平穩なる時は就褥すべしと雖も重症患者ある時は徹夜すべし。輕症患者のみにて徹夜するの要用なき時は病室の隅へ休息するものとす。然しながら、當直の任を負ふ者なれば熟睡なす能はず、

病人に呼るゝ時は一言にて醒覺する様常に注意なすべし。

嗚呼不幸にも此惡疫に罹りて寂寞たる隔離病舎に容れられ樂み多き家を捨て或は慈愛深き父母の膝下を離れ或は最愛なる妻子をも殘し良人に別れ此隔離所に來りて他人の看りを受るものゝ如何なる感情にか打たるゝならん我等看護を以て天職と奉ずる上は慈惠の天旨を貫きて不幸なる同胞の爲めに滿腔の同情を表し眞心を以て之を看護し内には己れが本分を全ふし外には國恩の萬一に報せざるべからず。

患者は種々六ヶ敷き好みをなし又我儘を言ふものなれば能く忍耐して不幸なる同胞を思ひやり凡て患者の求むる處を正しく答へ之に應ずべし然ながら病人の害となる事は假令如何ほど求めらるゝも能く之を諭し斷念せしむべし決して不敬不遜の舉動あるべからず。

腹痛ある患者には石炭酸溫濕布を施し上より懷爐を貼すべし。石炭酸溫

濕布を施すには先に白木綿一丈を求め木綿二布を以て腹帶を造り但し二尺七寸ばかり殘る四尺餘りのものを五十倍位の石炭酸水(但し土鍋にて溫むるか或は熱湯にて解く)に侵し固く絞りて下腹一面に貼し之に適當なる油紙を當て綿を充分に貼し右の腹帶を用て直に懷爐を貼す懷爐を貼するは溫氣を保たしむる爲なり。若し子供にして溫布帶の溫を保たしむる能はざる場合には單に懷爐のみを貼するか或は充分綿を當て腹帶を用ゆべし腰湯を施すも下腹溫法の目的なり。溫まりし後湯よりあげ能く之を拭ひ靜に床上に送り冷さざる様になすべし。

近年溫審法に反して冷電法を用ひらるゝ事ありと雖も未だ好結果を見ず。病人は不快の感をなし下痢を増し子供は到底懸け得べき者にあらず然れども醫學上理論にてらして命ぜらるゝ者なれば止なく之に従はざるを得ず。而して此患者は大に衰弱をなすものなれば病舎の造構不完全加ふ

るに被具の不足等より数々胃痛を起す者なり。斯かる場合に於ては、第一温むるを良とす。熱湯ある時は金盥に手拭を入れ熱湯を注ぎ之を絞り、心窩に貼し再三之を交換すべし。或はバツプ芥子泥等を貼るも良とす。芥子泥を造るには水或は湯を以て適當にかき方四五寸のリント布に延べ、上より薄紙をあて局所に貼すべし。若し芥子なき時は、鹽を焼きて貼すも可なり。再三温めかへす故に最も重寶なるものとす。頭痛ある時は、冷番法を施すべし。冷水中に手拭或は白布を浸し生しぼりになして之を貼す。或は氷嚢を用ゆ氷嚢を貼する時は能く注意して細に碎き氷嚢中に四分の一或は三分の一を入れ空気を驅除し、口を固く結びて平になし軟き布に包み前額部に貼すべし。身軀怠倦の感ある時は軽く摩擦すべし、但し心臓部に向て擦るべし。

足部冷氣を覺ゆる時は、湯婆を入れるべし。湯婆を用ゆる時は厚き布に包み、直接に膚に附ざる様に注意なすべし。口中乾燥する時は、度々含嗽せしむべし。嘔氣ある時は心窩に氷嚢を貼すべし。渴ある病人には沸騰せし湯或は麥の煮汁を冷して飲料とす。又は鹽里母を與ふ可し。衰弱せし患者に湯を遣せる時は先きに赤酒を一口與へ而して入浴せしむべし。萬一腦貧血を起せし時は、直に水平に臥せ赤酒を與へ、冷水にて顔を拭ひ静かになすべし。自然快復するものなり。入浴の際は必ず臥褥を交換すべし。衰弱せし患者を入浴せしめし後は必ず何にても滋養飲料を供するを良とす。

頭痛及逆上の感ある時は腰湯或は脚湯を施すを良とす。其方法は盥に湯を汲み温度を試み臀部或は脚を入れ毛布を以て全身を覆ひ發汗を度とし湯より出して之を拭ひ衣服を交換し温かに臥しむべし、衣服交換の際は何時も温めるを良とす。病人臥床を離るゝ時は何時も臥褥のゆるみを直し或は蒲團を交換すべし、病室温度の平均及空氣交換は常に之を勤むべし。

屍體取扱ひ方

患者容体悪しく將に死に陥らんとする時は、直に醫師に申告し時機を誤らざる様になし、怠りなく親切に看護を盡し閑靜になし、假りにも高聲を發する等の事なき様注意すべし。醫師の命ぜらるゝ時は藥を與へ、注射を爲し、冷水を與ふる等出來得る丈け親愛を盡し、安然の終命を遂しむるべし。患

者死に歸する時は尙褥中に置き直に醫師に申告し検査を乞ひ其指圖を待つべし。屍體は他の患者に見せざる様、顔面は直に白布にて被ひ、屍室或は別室に移すべし。屍體は死後強直を發せざる前に、其位置を正し納棺前に全身を石炭酸水にて能く拭ひ陰部肛門には消毒綿花を固く詰め、最も叮嚀に消毒法を行ひ、衣服の上より石炭酸を度々散布し、乾さざる様にすべし。焼場に送る時には靜肅に之を見送り、死亡せし室は、最も注意して衣類、器具等消毒場に送り、其他の器械も消毒し汚染せし襦袢等は焼捨するを最良とす。而して石炭酸を充分に散布し能く掃除なし、良氣を通ずべし。衣類、夜具等は勿論破損せざる者は熱氣消毒すべし。陶器、金物類は熱湯を以て消毒すべし。塗物、護謨製の者は昇汞水或は石炭酸水を以て消毒すべし。當時はフォルマリン、瓦斯消毒法の施行せらるればこれを以て第一の消毒とす、家屋物品等一つも破損せずいかなる間隙をも滲透して消毒の効を完

ふす其仕方は硫黄蒸のごとく凡ての物品を室内に入れ戸障子を閉ぢ目ばりをなし其内に瓦斯を發生する器械を入れ技手出張して之が任にあたる田舎に於ては未だ此備へなければ焼却熱氣消毒煮沸消毒藥物消毒等なり。

隔離所を閉鎖する時は自分の取扱ひし者は悉く皆消毒して研きあげ能く拭ひ納め衛生委員に引き渡すべし。

傳染病看護婦の責任は最も重大なる物なれば必ず輕卒に取扱ひ他に傳播せしむる等の虞なき様注意すべし。人間として我天職を勤むるに當り決して人の前に於てなすべからず神の前に在りて忠實に之を勤め其本分を盡すべし。

今や日進月歩の文明の世に在りながら我等婦人の社會は未だ其途に進むの力なく智慧なく徳なく自から重ずるの志操もなく何の理想なく只だ風

に動かさるゝ奴がらの如き有様なり。

封建時代の婦人の有様は今更喋々するも益なし。鎖國の禁の解かれて以來我國に於ても西洋諸國の風に習ひ學校を建てられ病院を設られ看護婦を養成せられ慈善會を設られ或は矯風會の組織となり或は孤兒院の開設となり其他慈善の事業等續々設られしと雖も素是等の業たるや敬神の志なくんば決して成功を期すべからず。

蓋し其目的たるや人智を研き靈性を發達し貴重なる生命を保護せん爲めに外ならず。然るに今の世の人其基礎の何れにあるを知らず我位置を知らず我事業を解せず我天職を重ずるの志操なし同胞よ我姉妹よ。我等人間の靈魂は何れより來り何れに歸するものなるや又我々人間は何の爲に世界に現れしものなるやを研究し其真理の何れにあるを認め身を修め道に進み終生に於て與へられたる我天職を全ふしやがて限りある肉體より

我が靈の離れん時永遠限りなき天國に擧げられん事を希望せよ。
嗚呼神よ此罪深き世を救ひ給ひ。我々に天職の何物たるを教へ給へ。其
任に堪ふるの力を與へ給ひて、我が身の本分を全する事の出來得る機祝福を
垂れ給へ。

看護婦實業の唱歌

實に我々の業は	繪にもかかれず言葉にも
言ひ盡されず西風東風と	飛び廻り又走せ廻り
朝またきより起き出て	嗽ひ手水もそこ／＼に
先づ第一に火を起し	朝げの仕度の素を置き
病室内の掃除なし	排泄物をよく清め

長き廊下の拭掃除
不幸を救ふ一つのはし
思へば心も身も軽く

賤の手業も同胞の
慈善事業の初めごと
やがて廊下もふき終り

室内空氣の交換と
注意なしつゝ體温器
嗽ひ手水をつかわせて
朝げの仕度にかゝらんと

室内温度の平均を
懸て熱度を記載なし
薬を與へ静づく／＼と
こん爐の前に坐をすめて

先づ第一に牛の乳
其拵へも出來揚り
患める者の探る筈も

スープ粥湯やむし玉子
各病室にくばりつゝ
或は勇み或は又

不快の顔を見る時は

供に患ふる心をば

取り直しつゝ各のくは

自から朝げの仕度をと

會食堂に入りける

これぞ朝げの勤なり

食事終りて各のくは

部屋に歸りてなてあげる

髪は垢なく飾りなき

直き心を其儘に

結びあげたる束ねがみ

重き勤めに従事なす

身のたしなみとこそ思え

衣服も同じ飾りなき

清き印しや白仕立ち

手術着つけて身をかため

持場くは手分して

己が職務に従事なす

先づ外科にては朝まだき

沸し置にし湯をもちて

スプリマタールフエノール

洗滌液を造りつゝ

カルボル 硼酸昇汞水

各薬液に浸し置き

防腐なしたるこんぶらす

陶器の皿に絞り上げ

後交換仕度なし

醫員の出仕を待ちつゝも

治療にこそは取りかゝる

幾十人と數しらぬ

患者の疾ひは皆異り

腫物になやむ者もあり

痔ロ一癩しつヲルヒシス

或は負傷者火傷患

皆夫れくは治療なす

醫員の助手をなしつゝも

口内洗滌鼻洗滌

尿道洗滌耳洗滌

膀胱洗滌胃洗滌
醫員の指圖に従ひて

咽喉塗布や齒齦塗布
治療なしたる患者には

傷の大小深淺に
先づ第一に糊帶を
其創面に從て
醫員の命せるガゼを當て

依りて手當も異なれど
探りて患部を洗滌し
昇汞石炭サルチル綿
綿も覆ふて糊帶を

纏絡なして安靜に
手術患者のある時は
患部に依りて入用の
手術患者を呼び出す

休む様にと注意なし
麻醉器械を仕度なし
器械を先きに防腐なし
室内につれて靜くと

出て來る患者の容體は
兼の覺悟も今更に
手執臺にぞ登らるゝ
思ふ心を取り直し

或は勇め或は又
屠所の羊のそれならて
面影見るも氣の毒と
麻醉器械を手を持ちて

情け用捨もあらくと
鬼女とや云わん鬼人ども
病魔の爲めには鬼ならめ
自から心を勵して

懸ける心ぞ我ながら
人は云ふらめ神ぞ知る
人の爲めには天使ぞと
病魔退治に取りかゝる

先きに患部を洗滌し
流るゝ血しほを拭ひ取る

醫員の刀を當てるより
防腐木綿に注意なし

いかに急ぎの場合にも
凡ての器械系ガゼの

消毒法を怠るな
消毒法を怠りて

傷の不結果を見る時は
恵も深き先生の
注意の上にも注意なし
我が責任を盡しつゝ

獨り患者の不幸かは
面に傷を負ふ如し
慎む上にも慎しみて
漸く手術も出来上がり

法の如くに繃帯を
送り届けて安靜に
再び歸る手術室
器械を清め磨きあげ

懸けて患者を病室に
休む機にと注意なし
後かたづけも心して
定まる置場によく治め

膿盆又は金盥
掃除済して拭き終り
洗ひ出し又すゝぎ出し
冷却するを待ち兼ねて

磨き上げ又拭き治め
繃帯洗滌ガゼ防腐
再度銅壺で湯を通し
絞り上げつゝガゼ揃え

昇汞水は千倍に
皆それ／＼に潰け納め
乾くを待ちて巻きとさめ
消毒薬をあらためて

カルホル液は五十倍
繃帯のして懸け終り
あす交換の仕度なし
不足の品は請求し

手術の時に差支へ
外科看護婦の勤なり

なき様常に注意なす
室附看護の責任は

數多ければ中々に
學び得たりし方法と

言ひ盡すべき様もなく
患者に就きて經驗を

力となして我が志操
基となして注意なし
又姉となり友となり
心を高く身を低く

天賦の愛と信とを
不幸の患者の母となり
樂しみ慰め慈しみ
勤めくゝて責任の

重きを常に肥臆なし
爲すべき手當も異なれど
時間用法よく教へ
藥の質をよく覺え

各病症に隨ひて
先づ第一の服藥の
食前食後に用ゆべき
過ちなき様注意なし

重症患者の容體は
言ふも更なり眠不眠
藥用治療に至るまで
醫員に供し診断の

體温脈膊呼吸等
滋養排泄正不正
一々日誌に記載なし
助けと爲すを勤めとす

醫員の指揮に従ひて
冷罨法や温罨法
電氣療法吸入法
爲すべき事も易けれど

治療なすべき場合には
或は腹帶濕布帶
こは一通り學びなば
千種萬種の病の數

探るべき注意は各のくゝに
沸き出る知慧と知識もて

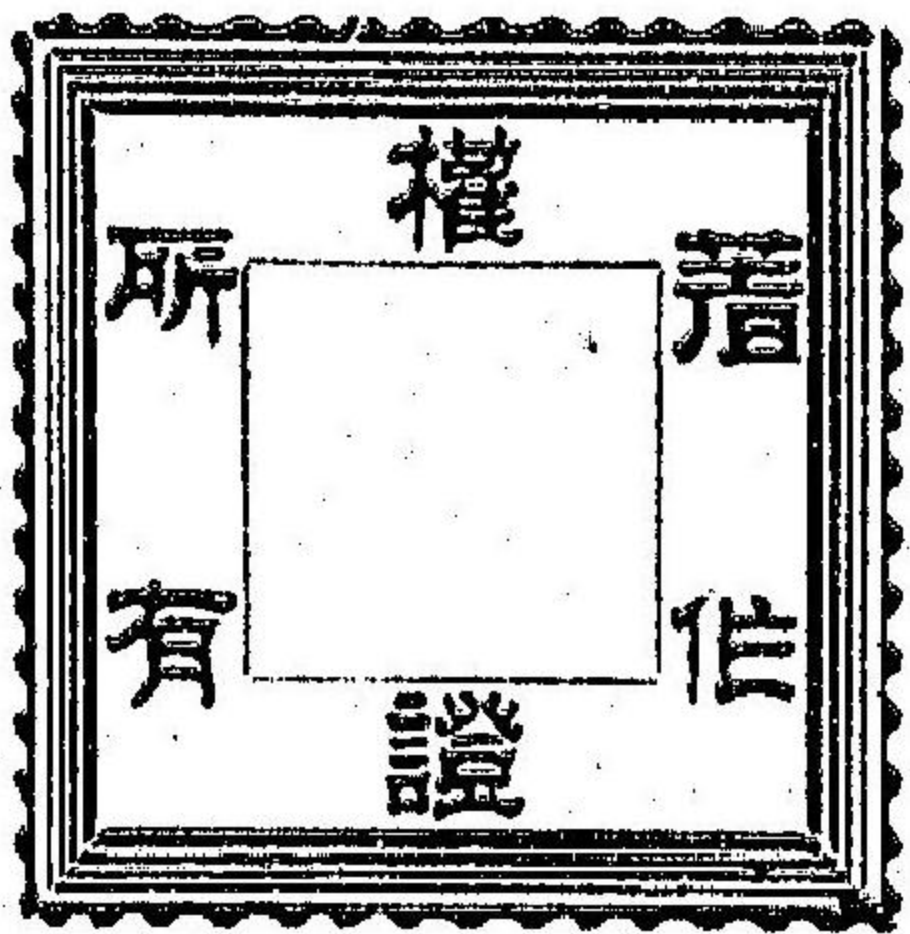
備る愛の泉より
自から患者の救護法

發明発明なして勉つとむべし
慈善じぜんの二字と目的めきてとなし

思おもへば重おもき看護かんごの任にん
いさみ勵励みて勉つとむべし

明治四十一年四月十七日印刷
明治四十一年四月二十日發行

定價金七十五錢



著作
行作者兼

東京市神田區錦町三丁目一番地

大 關 子



印刷者

東京市京橋區四紺屋町二十六七番地

山 下 注 連 雄

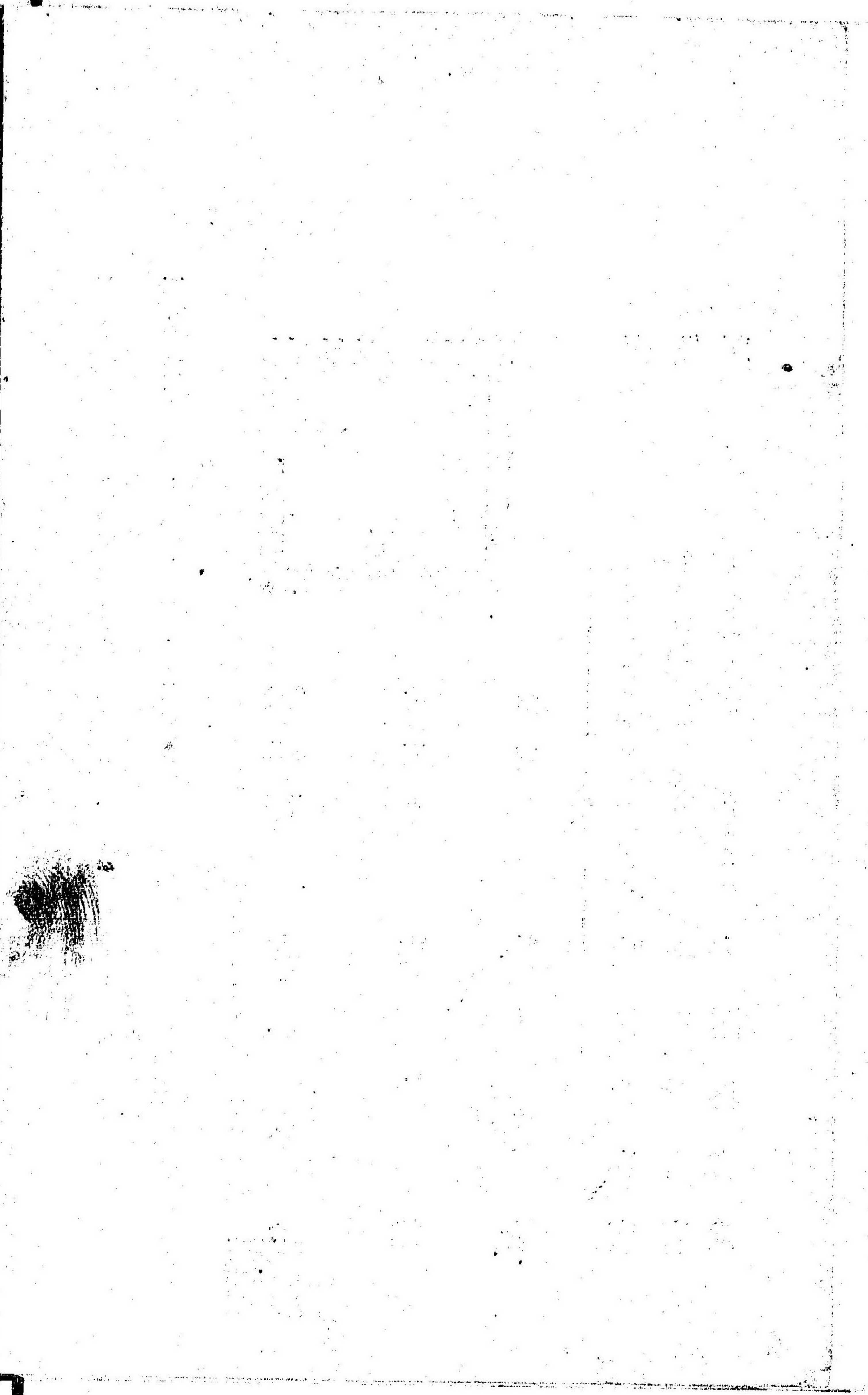
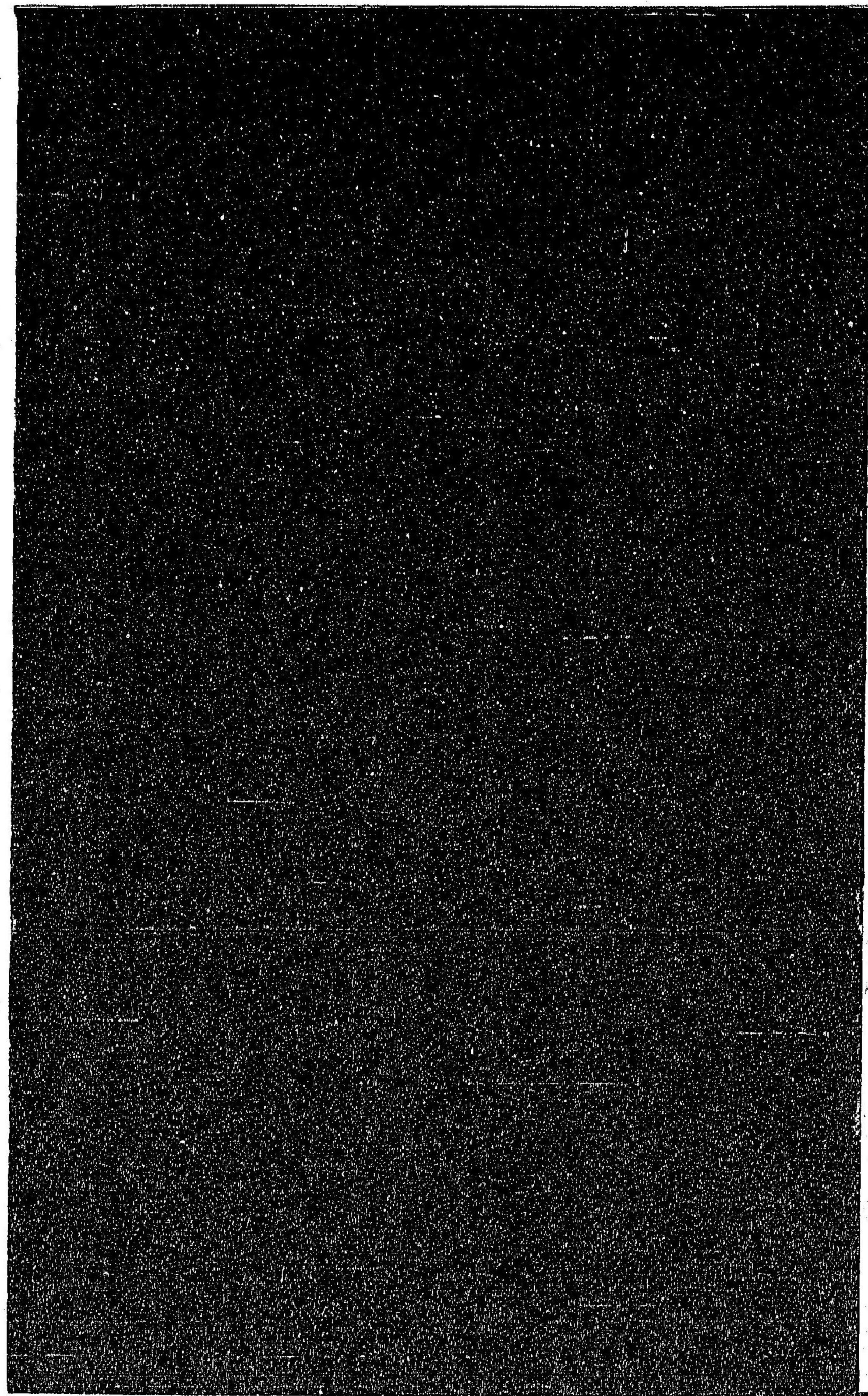
印刷所

東京市京橋區四紺屋町二十六七番地

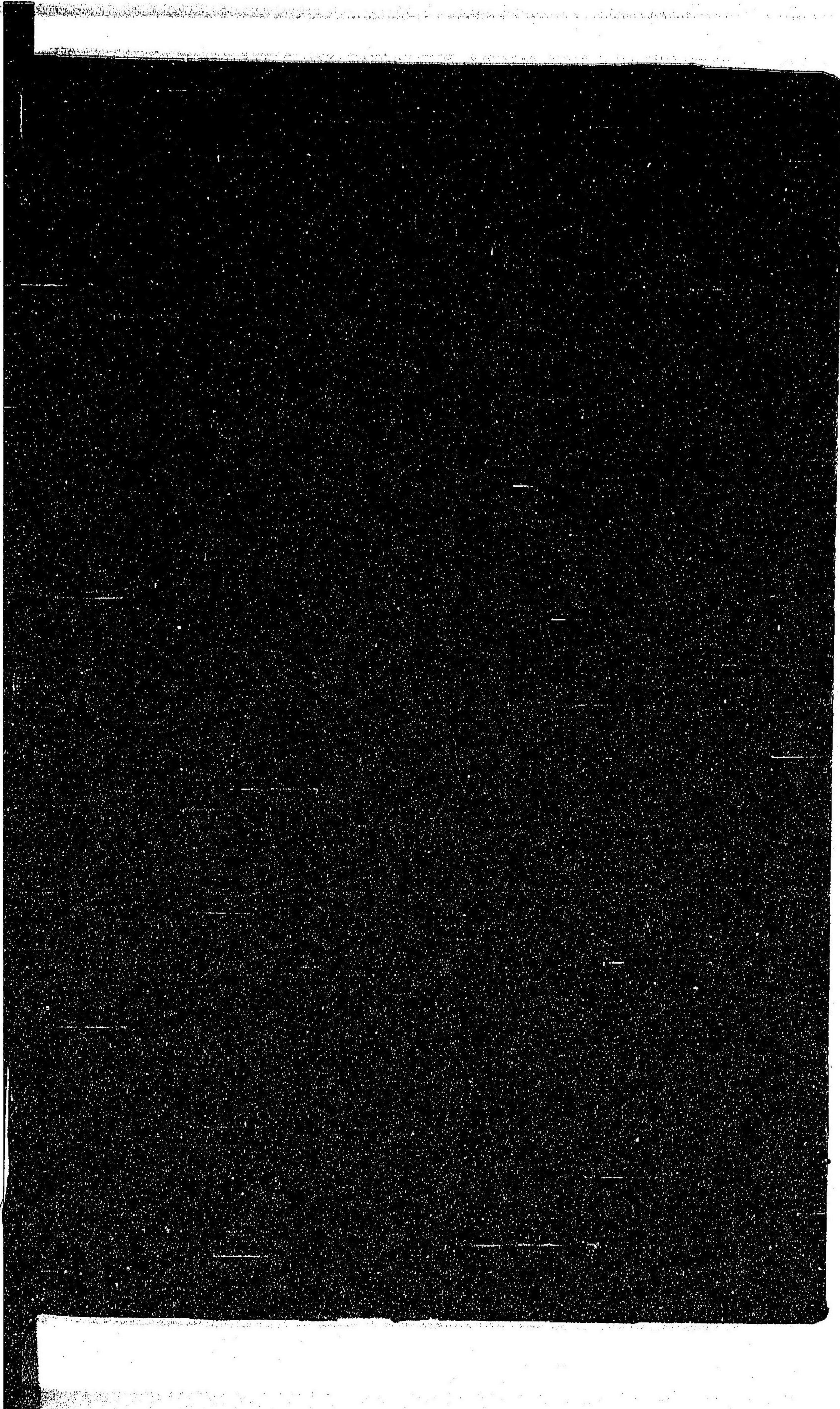
株式會社 秀 英 舍

賣 捌 所

東京市本郷區龍岡町卅四番地 吐鳳堂書店
東京市神田區駿河臺四紅梅町十二番地 中庸堂書店
東京市神田區錦町三丁目廿五番地 大關再省堂



60
223



60

223

058630-000-6

60-223

実地看護法

大関 千カ / 著

M41

CBC-0155

